

(平成23年2月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	60 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	52 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	50 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	34 件

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの期間、同年8月から5年2月までの期間、同年8月、同年9月、6年2月、同年3月、9年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から4年3月まで
② 平成4年8月から5年2月まで
③ 平成5年8月及び同年9月
④ 平成6年2月及び同年3月
⑤ 平成9年2月及び同年3月

はっきりとは覚えていないが、母の記憶では、平成2年11月頃、母が私の国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料を納付し始めた当初、市役所から二人の男性が自宅に集金に来たとき、母が2回あるいは3回分の国民年金保険料をまとめて3万円から4万円納付した。その後、A市に引っ越した平成12年9月までは、母が自宅に来ていた女性の集金人に保険料を毎月納付したと思う。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が自宅に来ていた集金人に申立期間の国民年金保険料を毎月納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期をみると、B市の国民年金被保険者名簿の資格取得の原因欄に「3.4.11」のゴム印が確認できることから、平成3年4月11日に国民年金の加入手続を行ったものと推定される。

また、申立人の国民年金保険料の納付状況をみると、オンライン記録から、加入手続後の平成3年6月に、申立期間①前の平成2年11月から3年3月までの保険料を遡って過年度納付していることが確認でき、申立人の保険料を

納付していたとする申立人の母親の年金制度への関心の高さがうかがえる上、過年度納付された当該期間の保険料額は4万2,000円であり、母親が最初にまとめて納付したとする保険料額とおおむね一致しており、母親の陳述に信憑性がうかがえる。これらのことを踏まえると、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間①前の保険料を過年度納付した母親が申立期間①の保険料も納付したものと考えるのが自然である。

さらに、上記のとおり、年金制度に関心の高い申立人の母親が、短期である7か月の申立期間②、2か月である申立期間③、④及び⑤の国民年金保険料を支払わなかったとは考え難い。

加えて、この当時、世帯主である申立人の父親は、C社のD職をしていた上、同居していた申立人は、E業務に従事しており、安定した収入があったと申立人の母親は陳述していることから、生活状況に特段の変化は認められない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年12月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和61年12月から62年3月まで

私は、国民年金の加入手続は行っていない。また、母も手続の記憶がない。国民年金手帳は送られてきたと思う。

時期は定かでないが、母から国民年金手帳を受け取った時に、申立期間の国民年金保険料である半端の保険料は、母が郵便局から1回で納付したと聞いた。

その際に申立期間の納付書だけが別に送られてきて、それは3枚又は4枚の綴りであったと聞いた。

母が納付した申立期間の国民年金保険料が、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は、母親が1回で納付したと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期について調査すると、申立人の前後に国民年金手帳記号番号を取得している被保険者の資格取得記録から、昭和62年9月から同年11月までの間であることが推定でき、加入手続後、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能である。

また、オンライン記録から、申立期間に係る過年度納付書と推測される納付書が、昭和63年10月7日に発行されていることが確認でき、当該時点において、申立期間の国民年金保険料は納付することが可能である。

さらに、申立人の母親は「時期は定かでないが、半端の期間の国民年金保険料の納付書が1回送られてきたので、郵便局から納付した。金額及び納付期間

については記憶していないが、送られてきた納付書は、3枚又は4枚の綴りであった。」と陳述しているところ、3枚複写であった申立期間当時の過年度納付書の形態とおおむね符合するとともに、当該過年度納付書で郵便局から納付することが可能であったことから、申立期間の国民年金保険料を郵便局で過年度納付したとする申立人の母親の陳述に不自然さはいかたがえない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から38年9月まで

申立期間当時、私は結婚していたが、若くて何も分からなかったので、母親が私の家に来て手伝ってくれていた。その時に、母親が国民年金に加入したらと勧めてくれ、手続も行ってくれた。その後、国民年金保険料の納付も母親に任せていて、毎月集金に来た女性に納付してくれていた。保険料は100円ぐらいで、切手のようなものを国民年金手帳に貼り付けていたと思う。平成18年2月に受給の手続に行ったとき、昭和51年度分が免除の記録となっており調べてもらったところ、社会保険庁（当時）の間違いで納付済みであることが確認された。そこで、加入後の年金記録について年金事務所で調べてもらったところ、申立期間が抜けていることが判明した。

については、再度、社会保険庁の間違いである可能性が考えられるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、現在、申立人の基礎年金番号とされている国民年金手帳記号番号（以下「手番A」という。）は、昭和51年8月ごろ、C市において払い出されたことが確認でき、この手番Aを用いた場合、申立期間は時効の成立により、制度上国民年金保険料を納付できない期間となる。しかしながら、申立期間の保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したところ、申立人に対して、手番Aとは別の手帳記号番号（以下「手番B」という。）が38年9月に払い出されていることが確認できた。

そこで、手番Bについてオンライン記録を確認すると、昭和36年4月1日付けで資格を取得し、39年6月2日付けで資格を喪失した旨記録されており、申立期間の国民年金保険料について手番Bを使って納付することは可能であるところ、申立人は、申立期間当時、女性の集金人が毎月自宅に来た際に、申立人の母親が保険料として100円程度を納め、切手のようなものを年金手帳に貼付していたのを見たことがあるとしており、当時の保険料は100円であることから、申立内容と一致している上、C市は、印紙を取り扱う集金人制度を開始した時期は38年4月からとしていることから、少なくとも申立期間のうち、同年4月から同年9月までに係る保険料については当該納付方法により現年度納付されていたとしても不自然ではない。

一方、申立期間のうち昭和38年3月以前の期間においては、上記集金人制度は開始されておらず、市の職員が小学校で出張検認を行っていた期間に当たることから、申立人の母親が自宅に来た集金人に国民年金保険料を納めていたとする主張とは一致しない上、手番Bの払出時点では、当該期間は過年度期間となることから、現年度保険料のみ収納していたとする集金人に対して遡及納付がなされたとは考え難い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から55年3月まで

夫は、当時、新聞で国民年金保険料を一括して納付できることを知っていたので、昭和55年4月に夫と一緒にA市B区役所へ婚姻届を提出に行った際、私は国民年金に加入していなかったため、加入手続きを行い、夫が私の保険料を一括して納付してくれた。

区役所へは、結婚祝い金を事前に持参し、夫が窓口で国民年金保険料を現金で納付して領収証書を受け取ったこと、及び当時の窓口職員の特徴を今も詳しく覚えている。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金の加入手続きは、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期等から、第3回目の特例納付実施期間中の昭和55年4月頃に行われたものと推定される。この場合、申立期間の国民年金保険料について特例納付することが可能であるものと考えられる。

しかしながら、申立人の年金記録確認申立書には、当時の納付金額として「17万円ぐらい」と記載されており、申立期間の国民年金保険料を特例納付した場合の納付金額と大きく異なっている。これについて、申立人は、当該納付金額は、申立ての際に、申立人の夫が記憶していた納付金額を記載したものであるとし、これよりもさらに高額であったと主張を変遷させているが、その具体的な納付金額については記憶が曖昧である。

また、申立期間の国民年金保険料を一括して納付してくれたとする申立人の夫は、夫自身に係る過去の未納期間の保険料については、結婚前の昭和55年

1月又は同年2月頃に、B区役所で一括して納付したと陳述しているところ、夫の特殊台帳を見ると、結婚後の同年12月2日にC市からB区へ国民年金の住所変更手続を行ったことが確認できることから、これ以前に夫が同区役所で夫の保険料を納付することは考え難い上、夫自身も45年12月から51年3月までの期間は未納期間であり、結婚後において、夫が申立人の保険料のみを遡って納付するのは不自然である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しの可能性について、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールで確認したほか、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人及びその夫に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)も無い。

一方、申立人の夫の特殊台帳によると、B区役所へ国民年金の住所変更手続が行われた昭和55年12月に、それまで夫の未納期間であった54年4月から55年3月までの国民年金保険料を一括して過年度納付するとともに、住所変更前の期間を含む同年4月から年度末の56年3月までの保険料を現年度納付していることが確認できることから、その合計保険料額を試算すると8万4,840円であり、二人分では、申立人の年金記録に係る確認申立書に記載された夫が記憶していたとする納付金額「17万円ぐらい」と一致することなどを踏まえると、この当時、夫が一括して納付してくれたとする保険料については、申立期間のうち、54年4月から55年3月までの過年度保険料及び昭和55年度の現年度保険料に係る申立人及びその夫との二人分の保険料であると考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年6月まで

私が昭和47年9月に会社を退職したので、妻がA市B区役所で国民健康保険と一緒に夫婦の国民年金の加入手続をしてくれた。

それ以来、夫婦の国民年金保険料は、妻が自宅に来る女性の集金人に納付してくれていたのに、申立期間の3か月間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市における国民年金保険料の徴収方法は、昭和48年4月以降、それまでの集金人による国民年金手帳に印紙を貼付する印紙検認方式から、集金人による領収証書発行方式、又は被保険者自身が納付書により金融機関で納付する自主納付方式に変更されている。

そこで、申立人の所持する国民年金手帳の昭和47年度印紙検認記録欄を見ると、申立人が会社を退職した昭和47年9月から申立期間直前の48年3月までの7か月分の国民年金保険料を同年3月30日にまとめて集金人に納付したことを示す検認印が確認できるとともに、同年10月11日に申立期間直後の同年7月から同年9月までの第2期分の保険料を集金人に納付したことを示す領収証書を所持している。この場合、保険料の徴収方法変更直後の第1期分であり、3か月間と短期間である申立期間の保険料を集金人に納付しなかったとは考え難い上、申立人及びその妻は、申立期間後、申立人の事業業績が悪化したとして保険料の免除が開始される直前の60年6月まで、一部の免除期間を除き、保険料を完納している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から50年3月まで

結婚後の昭和48年1月頃、義父が「うちは自営業なので国民年金を掛けなければいけないよ。」と言って、私の国民年金の加入手続を行った。

それ以来、義父は、自身が亡くなるまで、夫と義妹と私の3人分の国民年金保険料を納付してくれていたのに、申立期間は私だけが未納とされているので、もう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、昭和50年9月頃に行われたものと推定され、申立人の特殊台帳及びオンライン記録によると、その3か月後の同年12月に、その時点で時効完成前の48年1月から申立期間直前の同年12月までの国民年金保険料を遡って過年度納付していることが確認できるとともに、申立期間直後の50年4月以降の保険料を現年度納付し、60歳以降も任意加入して65歳まで保険料を完納している。

また、申立人の義父が、亡くなるまで申立人と一緒に国民年金保険料を納付してくれていたとする申立人の夫及び義妹の申立期間における保険料は納付済みである上、申立人の義父及び義母についても、国民年金制度が発足した昭和36年4月からそれぞれ60歳期間満了まで保険料を完納していることなどを踏まえると、義父が、50年12月に申立期間直前の時効完成前の期間の保険料を過年度納付しているにもかかわらず、その時点で納付が可能な過年度保険料である申立期間の保険料について納付しない理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年1月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月から43年3月まで
② 昭和45年4月及び同年5月
③ 昭和45年6月
④ 昭和51年1月から53年10月まで
⑤ 昭和54年1月から同年3月まで

時期ははっきりとは覚えていないが、母親の国民年金保険料を集金に来た集金人から、国民年金の勧誘を受け、また、母親にも勧められたので、私が夫婦二人分の加入手続を行い、その後、3か月ごとに来る集金人に夫婦二人分の保険料を納付していた。

加入当初は、国民年金保険料を納付すると、国民年金手帳に印紙を貼ってくれて、領収印を押してもらっていたが、いつからか、納付書により金融機関で納付するようになった。

申立期間①、②、④及び⑤の国民年金保険料が未納とされ、申立期間③が未加入期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和44年3月18日に夫婦連番で払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間のうち42年1月以降の国民年金保険料を納付することは可能である。

なお、オンライン記録を見ると、申立人の国民年金被保険者資格について、昭和50年7月6日付けで、強制加入から任意加入への種別変更手続が行われ、その後、53年11月16日付けで再び強制加入への種別変更手続が行われてい

る。

また、申立人の戸籍附票及びC市保存の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人は、申立期間④の前年の昭和 50 年 7 月 7 日に、B 区からC市に転居し、51 年 10 月 26 日に再びB区に転居していることが確認できるが、特殊台帳を見ると、C市からB区への国民年金法上の住所変更手続は、2年後の53年11月30日に行われていることが確認できる。

さらに、申立人の所持する昭和50年7月から同年12月までの期間に係る国民年金保険料領収証書を見ると、いずれもA市が発行したものであることも確認できる。

これらのことを踏まえると、申立期間④当時、B区の申立人の実家には、昭和50年度及び51年度の国民年金保険料の納付書が送付され、一方、C市の自宅には52年度の保険料の納付書が送付されていたものと推認できる。

加えて、特殊台帳を見ると、申立期間④のうち、昭和51年1月から52年3月までの期間について、催告印は見当たらない。

このほか、申立人は、昭和52年当時までは、会社員の夫との婚姻関係を継続中であり、自身はB区内で店を営んでおり、生活は順調であったと考えられる。

以上のことから、納付を続ける意思をもって任意加入への種別変更手続も行った申立人が、申立期間④のうち、昭和51年1月から52年3月までの国民年金保険料について、A市から納付書の送付を受けながら、当該期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間④のうち、昭和52年4月から53年10月までの期間及び申立期間⑤について、申立人は、上記のとおり、同年11月30日までC市からB区への国民年金法上の住所変更手続を行っていなかったために、52年4月から53年10月までの期間を含む昭和52年度及び53年度の国民年金保険料の納付書は、既にB区へ転居していた申立人に届くことはなかったと推認でき、申立期間④のうち、昭和52年4月から53年10月までの保険料を納付することができなかった可能性が否定できない。

また、申立人は、昭和53年11月*日に離婚するとともに、国民年金被保険者資格について、同年11月16日付けで任意加入から強制加入への種別変更手続を行っており、また、所持する国民年金保険料領収証書を見ると、同年11月30日に同年11月及び同年12月の保険料を現年度納付している一方、特殊台帳を見ると、昭和53年度の摘要欄に「54催」と未納催告が行われたことが確認できる。

これら一連の事跡を踏まえると、申立人は、昭和53年11月*日にB区役所で離婚届を提出した際、国民年金法上の住所変更及び任意加入から強制加入への種別変更手続を行うとともに、当月及び翌月の2か月分の国民年金保険料に係る納付書を作成してもらい、現年度納付した一方、それ以外の申立期

間④のうち、昭和 52 年 4 月から 53 年 10 月までの期間及び申立期間⑤の保険料については未納のまま放置していたために、昭和 54 年度に納付催告を受けたものと考えられるものの、申立人は、保険料を遡って納付した記憶はないと陳述している。

次に、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記のとおり、昭和 44 年 3 月 18 日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時点においては、当該期間のうち、40 年 1 月から 41 年 12 月までの国民年金保険料は、制度上、納付することはできず、また、42 年 1 月から 43 年 3 月までの保険料は、過年度納付できるものの、申立人は遡って保険料を納付したことは無いと陳述しているほか、申立人と一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫についても、当該期間の保険料は未納とされている。

次に、申立期間②及び③について、申立人の所持する国民年金手帳を見ると、昭和 45 年度の印紙検認記録欄の当該期間に領収印は見当たらず、同年度の印紙検認台紙は割印の上、切り取られていることが確認できる。

また、オンライン記録及び特殊台帳を見ると、昭和 45 年 6 月 16 日に国民年金任意加入被保険者資格を喪失し、同年 7 月 1 日に強制加入被保険者資格を取得していることから、申立期間③は未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間①、②、③及び④のうち、昭和 52 年 4 月から 53 年 10 月までの期間及び申立期間⑤の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人から申立期間①、②、③及び④のうち、昭和 52 年 4 月から 53 年 10 月までの期間及び申立期間⑤の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 1 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年11月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月から41年3月まで

結婚した当時、夫は既に国民年金に加入し、私が夫の国民年金保険料を納付していたので、私も夫と一緒に区役所に出向き、加入手続を行ったと思う。

加入手続後の国民年金保険料については、3か月ごとに自宅に来た集金人に私が夫婦二人分を納付し、その際に、収入印紙のようなものを年金手帳に貼ってもらっていた。

しかし、はっきりとした時期等は覚えていないが、集金人から遡って納付することができると言われた記憶がある。

その際に納付書を受け取ったかどうかは定かではないが、集金人に対する定期的な納付とは別に、納付書を使用して金融機関で遡って納付した記憶は確かにある。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市B区において、昭和41年9月29日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することは可能である。

また、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付している上、厚生年金保険被保険者資格の得喪に伴う国民年金被保険者資格の種別変更手続も的確に行っており、納付意識及び年金制度に対する関心の高さがうかがえる。

さらに、申立人は、未納の国民年金保険料について、集金人に対する定期的

な納付とは別に、納付書を使用して金融機関で遡って納付したことがあると陳述しているところ、オンライン記録を見ると、納付記録が始まる昭和 41 年 4 月以降の保険料は全て現年度納付していることが確認でき、後に遡って納付したとする記憶は、申立期間の保険料に対する納付の記憶である可能性が否定できない。

加えて、申立期間当時、A 市では、現年度保険料の収納については、集金人による印紙検認が通例であった一方、過年度保険料についても、被保険者の要望等に応じ、集金人が、自身の所持する白紙の納付書に納付可能な期間を記入し、被保険者に手渡していたとする事例は多く散見されており、陳述内容と符合する。

これらのことから、納付意識の高い申立人が、過年度納付が可能な申立期間の国民年金保険料のみ未納のまま放置していたとは考え難い。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 3 月 30 日から 29 年 4 月 8 日まで
② 昭和 34 年 10 月 21 日から 36 年 3 月 7 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社及びB社における加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①と②の間に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

また、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間の最終事業所であるB社で厚生年金保険被保険者資格を喪失後、1年以内に別の会社で資格を取得していることが確認できる。さらに、申立人は、「B社を退社後すぐに、C社で勤務した。」と陳述しているところ、申立人のC社での加入記録は確認できないが、同社で昭和 36 年 4 月 22 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、37 年 2 月 26 日に資格を喪失しているB社での元同僚は、「C社には、申立人に誘われて一緒に入社したが、申立人は、私よりも早く同社を辞めた。」旨陳述していることから、申立人が申立期間に係る脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月12日は27万5,000円、18年12月11日は27万6,000円、19年7月10日は28万2,000円、同年12月10日は30万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月12日
② 平成18年12月11日
③ 平成19年7月10日
④ 平成19年12月10日

ねんきん定期便により、申立期間に支給された賞与の記録が無いことを知った。

申立期間について、賞与の支払と保険料の控除が確認できる賞与明細書を提出するので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の賞与明細書及びA社保管の賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間について賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書及び賞与明細一覧表の保険料控除額から、平成17年12月12日は27万5,000円、18年12月11日は27万6,000円、19年7月10日は28万2,000円、同年12月10日は30万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年12月12日、18年12月11日、19年7月10日及び同年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月12日は22万5,000円、18年12月11日は23万円、19年7月10日は21万7,000円、同年12月10日は25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月12日
② 平成18年12月11日
③ 平成19年7月10日
④ 平成19年12月10日

ねんきん定期便により、申立期間に支給された賞与の記録が無いことを知った。

申立期間について、賞与の支払と保険料の控除が確認できる賞与明細書を提出するので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の賞与明細書及びA社保管の賞与明細一覧表により、申立人は、申立期間について賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書及び賞与明細一覧表の保険料控除額から、平成17年12月12日は22万5,000円、18年12月11日は23万円、19年7月10日は21万7,000円、同年12月10日は25万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年12月12日、18年12月11日、19年7月10日及び同年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和23年3月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年3月15日から同年7月15日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には申立期間から継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人が保管する人事通知書、B社保管の人事記録及び同社の回答等により、申立人がA社C支店に昭和23年3月15日から継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社は、「申立期間当時から入社と同時に社会保険の加入手続きを行っていた。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和23年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情

は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年7月20日は19万5,000円、18年7月28日は21万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月20日
② 平成18年7月28日

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間に支給された賞与の記録が無いとの回答をもらった。保険料を控除されていたことが確認できる賞与明細書を提出するので、申立期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の賞与明細書から、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書の保険料控除額から、平成17年7月20日は19万5,000円、18年7月28日は21万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年7月20日及び18年7月28日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年7月20日及び同年12月20日は43万円、19年7月20日は45万円、同年12月20日は47万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年7月20日
② 平成18年12月20日
③ 平成19年7月20日
④ 平成19年12月20日

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間に支給された賞与の記録が無いとの回答をもらった。保険料を控除されていたことが確認できる賞与明細書を提出するので、申立期間の標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の賞与明細書及びA社提出の賞与支給控除一覧表から、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細書又は賞与支給控除一覧表の保険料控除額から、平成18年7月20日及び同年12月20日は43万円、19年7月20日は45万円、同年12月20日は47万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年7月20日、同年12月20日、19年7月20日及び同年12月20日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和39年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月21日から39年2月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、同社からB社に出向した時期であり、両社に継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社の人事記録及び同社の人事担当者の陳述等から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（昭和39年2月1日にA社からB社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って届け出たと思われるとしていることから、事業主が昭和38年12月21日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月及び39年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和38年4月25日に、B社における資格取得日に係る記録を41年5月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、38年4月から同年8月までは3万6,000円、41年5月は4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和38年4月から同年8月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、事業主は、申立人に係る昭和41年5月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月25日から同年9月10日まで
② 昭和41年5月18日から同年6月1日まで

社会保険事務所(当時)に夫の厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。夫は昭和30年にB社に入社し、51年5月まで継続して在籍した。申立期間当時は、同社の子会社であるA社に出向した時期であるが、両社に継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事記録、同社提出の辞令簿及び事業主の陳述等から判断すると、申立人が申立期間も事業主が同じであるA社及びB社に継続して勤務し(昭和38年4月25日にB社からA社に異動、41年5月18日に同社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38

年9月の社会保険事務所の記録から、同年4月から同年8月までは3万6,000円、申立人のB社における41年6月の社会保険事務所の記録から、同年5月は4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立人の申立期間②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、厚生年金保険の記録におけるB社での資格取得日が、雇用保険の記録における資格取得日と同じ昭和41年6月1日であり、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額に係る記録を、平成15年7月25日は13万4,000円、同年12月25日は20万1,000円、16年7月25日は13万6,000円、同年12月25日は19万8,000円、17年7月25日は13万4,000円、同年12月10日は19万6,000円、18年8月25日は13万3,000円、同年12月25日は19万4,000円、19年7月25日は13万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月25日
② 平成15年12月25日
③ 平成16年7月25日
④ 平成16年12月25日
⑤ 平成17年7月25日
⑥ 平成17年12月10日
⑦ 平成18年8月25日
⑧ 平成18年12月25日
⑨ 平成19年7月25日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間①から⑥まで、⑧及び⑨に支給された賞与について記録が無いとの回答をもらった。

また、申立期間⑦の標準賞与額の記録は、賞与から控除された保険料額に相当する標準賞与額より少ない金額となっている。

申立期間の賞与に係る厚生年金保険料の控除額が確認できる賞与支払台帳を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑥まで、⑧及び⑨については、A社から提出された賞与支払台帳により、申立人は、当該期間について賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、賞与支払台帳の保険料控除額から、平成15年7月25日は13万4,000円、同年12月25日は20万1,000円、16年7月25日は13万6,000円、同年12月25日は19万8,000円、17年7月25日は13万4,000円、同年12月10日は19万6,000円、18年12月25日は19万4,000円、19年7月25日は13万3,000円とすることが妥当である。

申立期間⑦については、申立人は標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間⑦の標準賞与額については、A社から提出された賞与支払台帳により、13万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務過誤により申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、または正しく届出していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額に係る記録を、平成15年7月25日は11万2,000円、同年12月25日は16万8,000円、16年7月25日は11万4,000円、同年12月25日は16万6,000円、17年7月25日は11万3,000円、同年12月10日は16万5,000円、18年8月25日は11万2,000円、同年12月25日は16万4,000円、19年7月25日は11万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月25日
② 平成15年12月25日
③ 平成16年7月25日
④ 平成16年12月25日
⑤ 平成17年7月25日
⑥ 平成17年12月10日
⑦ 平成18年8月25日
⑧ 平成18年12月25日
⑨ 平成19年7月25日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間①から⑥まで、⑧及び⑨に支給された賞与について記録が無いとの回答をもらった。

また、申立期間⑦の標準賞与額の記録は、賞与から控除された保険料額に相当する標準賞与額より少ない金額となっている。

申立期間の賞与に係る厚生年金保険料の控除額が確認できる賞与支払台帳を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑥まで、⑧及び⑨については、A社から提出された賞与支払台帳により、申立人は、当該期間について賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、賞与支払台帳の保険料控除額から、平成15年7月25日は11万2,000円、同年12月25日は16万8,000円、16年7月25日は11万4,000円、同年12月25日は16万6,000円、17年7月25日は11万3,000円、同年12月10日は16万5,000円、18年12月25日は16万4,000円、19年7月25日は11万3,000円とすることが妥当である。

申立期間⑦については、申立人は標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間⑦の標準賞与額については、A社から提出された賞与支払台帳により、11万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務過誤により申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、または正しく届出していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料（訂正前の標準賞与額に基づく保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成2年9月から3年8月までは19万円、同年9月は20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月1日から3年10月1日まで

年金事務所の記録では、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が9万2,000円となっているが、申立期間の給料支払明細書の給与月額に相当する標準報酬月額は20万円であり、また、標準報酬月額19万円又は20万円に相当する厚生年金保険料が控除されているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、給料支払明細書の保険料控除額から、平成2年9月から3年8月までは19万円、同年9月は20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、A社は既に解散している上、元事業主も当時の関係資料を保存していないため

不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成10年1月31日から同年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認めることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（平成10年1月31日）及び資格取得日（平成10年9月1日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月1日から6年5月1日まで
② 平成10年1月31日から同年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。

申立期間①も、A社でB職として勤務していた。また、申立期間②は、同社から取引先であるC社に派遣され勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、オンライン記録では、申立人はA社において平成6年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、10年1月31日に資格を喪失後、同年9月1日に同社において資格を再取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人のA社における雇用保険の加入記録は、申立期間も継続していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間はA社から取引先であるC社に派遣され、同社でD業務を一人で行っていたと陳述しているところ、A社の元総務担当者も、「申立人はC社に駐在員として一人で派遣され、A社関係のD業務を担当していた。」としていることから、申立人の従事していた業務内容について、申立人

と上記元総務担当者の陳述は符合している。

さらに、C社の関連会社であるE社の総務担当者は、「当時の関係者に聞いたところ、期間は不明であるが、申立人は、C社に駐在員として勤務しており、駐在員を一旦辞めて再就職するようなことはなく、継続して勤務していたそう。」と陳述している。

加えて、申立人は、申立期間に係る給与明細書は所持していないものの、申立期間前の期間である平成10年1月並びに申立期間後の期間である11年3月及び12年3月の給与明細書を所持しているところ、それらの給与明細書にはいずれも「本社・現場（出向）」と記載され、前月分の厚生年金保険料が控除されていることから、申立期間についても申立人の勤務形態に変化は無く、申立人の給与から保険料が控除されていたと考えるのが自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成9年12月の社会保険事務所の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成10年1月から同年8月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①については、雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間もA社で勤務していたことが確認できる。

しかし、A社の元総務担当者は「基本的には全員が厚生年金保険に加入していたが、B職等で国民健康保険に加入していた者は、厚生年金保険の加入を希望しない者がいたように思う。また、厚生年金保険資格の取得の届出をしない者の給与から、厚生年金保険料を控除することは無い。」と回答している。

また、A社の元従業員は、「自身は昭和52年2月に入社したが、入社時は国民健康保険と国民年金に加入していた。厚生年金保険には63年から加入した。」としているところ、同人の厚生年金保険の資格取得日は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和59年5月1日から4年5か月後の63年10月1日となっていることが確認できることから、同社では、申立期間当時、本人が厚生年金保険に加入することを希望しない等の理由により、長期間にわたり厚生年金保険に加入しない従業員がいたことがうかがえる。

さらに、申立人の年金記録を見ると、申立人は、申立期間において国民年金に加入しており、そのうち平成3年4月から6年4月までの期間は、保険料の申請免除を受けていることが確認できる。

加えて、申立人のF健康保険組合における資格取得日の記録は、厚生年金保険のオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社C支店）における資格取得日に係る記録を昭和44年2月24日に、資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月24日から同年6月1日まで

私は、昭和44年2月24日から同年6月1日まで、A社で臨時社員として勤務し、D業務を担当した。私と同じ臨時社員で職種も同じであった同僚二人には厚生年金保険の加入記録があるのに、私には加入記録が無い。納得がいかないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の最終勤務局であるB社E支店から提出された人事記録から、申立人が申立期間にA社において臨時社員として勤務していたことが認められる。

また、B社E支店は、「申立人は、人事記録から申立期間において臨時社員であったことが確認できるので、厚生年金保険に加入させ、保険料も控除していたと思う。」旨回答している。

さらに、申立人が、A社で申立期間当時に臨時社員として勤務していたとする同僚二人については、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録が確認でき、当該同僚二人は、「A社における厚生年金保険被保険者期間は、臨時社員として勤務していた期間と一致する。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B社E支店が保管する申立人の人事記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、上記の被保険者名簿の健康保険整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年2月から同年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年5月1日から28年11月1日まで
② 昭和29年9月1日から30年4月1日まで
③ 昭和31年2月1日から34年1月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社、B社及びC社で勤務した申立期間(それぞれ申立期間①、②及び③)については、脱退手当金が支給されたことになっている。

申立期間当時、脱退手当金という制度そのものを知らなかったし、脱退手当金は請求も受給もしていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約7か月後の昭和34年7月21日に支給決定されていることが確認できる。

しかし、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の間にあるD社における被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっており、申立人が、4回の被保険者期間のうち、申立期間の間にある被保険者期間を失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間は同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の生年月日が「昭和7年*月*日」と誤って記載されており、脱退手当金の裁定があれば訂正されると考えられるが、訂正されていない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、平成16年12月に支給された賞与について記録が無いとの回答をもらった。賞与支払の事実が確認できるA社の賞与明細書を提出するので、賞与から保険料を控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びA社から提出された平成16年12月支給の賞与明細書(写し)により、申立人は、25万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年12月10日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和36年3月21日、資格喪失日は39年8月16日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年3月から同年9月までは6,000円、同年10月は7,000円、同年11月から37年9月までは1万円、同年10月から38年9月までは1万2,000円、同年10月から39年7月までは1万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年3月21日から39年8月16日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社B支店に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。申立期間は同社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と生年月日及び旧姓名の氏名が一致する者が、昭和36年3月21日に同社において被保険者資格を取得しているものの、資格喪失日は空欄であることが確認できる。また、同社に係るオンライン記録によると、申立人と生年月日及び旧姓名と氏名が一致する者が、同日に被保険者資格を取得しているものの、被保険者資格の喪失日の記録は無い上、当該記録は基礎年金番号に統合されていないことが確認できる。

一方、申立人は、「中学校を卒業して集団就職により、A社に就職した。C県内のD港からフェリーに乗ってE港に着き、そこからバスに乗って職場に着いた。申立期間当時、私と同姓同名で生まれ年が同じ同僚がいた記憶はない。私が会社を辞めたのは、お盆休みの昭和39年8月16日に姉のところへ遊びに

行き、職場に戻るのが嫌になっていたもので、そのまま無断で退職した。会社に残っていた荷物は、同僚が会社に頼んでくれたので同年 11 月頃に会社から送ってくれたのを覚えている。」と具体的に陳述していること、及び上記被保険者名簿において、一旦、記録された昭和 39 年 10 月に係る定時決定の記録が二重線で消されていることから判断すると、申立人は A 社 B 支店に 36 年 3 月 21 日から 39 年 8 月 15 日まで勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、上記未統合の記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められることから、申立人の A 社 B 支店における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和 36 年 3 月 21 日、資格喪失日は 39 年 8 月 16 日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合となっている申立人の被保険者記録から、昭和 36 年 3 月から同年 9 月までは 6,000 円、同年 10 月は 7,000 円、同年 11 月から 37 年 9 月までは 1 万円、同年 10 月から 38 年 9 月までは 1 万 2,000 円、同年 10 月から 39 年 7 月までは 1 万 4,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和41年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月21日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間については、A社本社から同社B支店に転勤した時期であり、同社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し(昭和41年4月21日にA社本社から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和41年5月の社会保険事務所(当時)の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載に誤りがあったと思われると陳述していることから、事業主が申立人の資格取得日を昭和41年5月1日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和61年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年11月30日から同年12月1日まで

厚生年金保険の加入状況について年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間当時は、勤務場所も勤務内容も変わらず、所属がA社からC社に転籍となった時であり、申立期間も継続して勤務しており、保険料を控除されていたのは間違いないので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する給与明細書、B社の回答及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は申立期間も継続してA社の関連会社に勤務し（昭和61年12月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届において事務過誤があったと思われるとしていることから、事業主が昭和61年11月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成6年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月30日から同年10月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間は、平成6年10月1日付けで同社から関連会社のB社に異動した時期であり、継続して勤務していたのは間違いなく、A社から当時の厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書も提出するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の給与明細書（控え）、雇用保険の記録及び元事務担当者の陳述から判断すると、申立人が申立期間も継続して同社の関連会社に勤務し（平成6年10月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社が提出した平成6年9月分の給与明細書（控え）から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主及び元事務担当者は、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届に記載した被保険者資格喪失日を誤って平成6年9月30日として届け出たと回答していることから、事業主は同日を被保険者資格の喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月1日から3年7月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成2年10月1日から3年7月1日までの期間の標準報酬月額が20万円である旨の回答があった。

A社においては、入社時から退職するまで給与額が下がった記憶はなく、同社倒産時には、提携会社にこれまでと同じ給与額の条件で再就職した。

申立期間の標準報酬月額に疑義があるので再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、26万円と記録されていたところ、申立人が被保険者資格を喪失した日（平成3年7月1日）より4か月後で、かつ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成3年11月1日）より後の平成3年11月21日付けで、遡及して16万円に引き下げられ、更に、同年12月25日付けで、再度20万円へと訂正処理されていることが確認できる。

また、A社の同僚の記録を調査すると、申立人以外にも申立期間当時の被保険者56人のうち、43人が、申立人と同様に、標準報酬月額を遡及訂正されていることが確認できる。

さらに、A社の元事業主の陳述及び商業登記の記録からは、申立人は同社の役員ではなく、係る遡及訂正について知り得る立場にはなかったことが確認できる上、申立人は、申立期間にかかる標準報酬月額の減額訂正について、会社から説明を受けたことはなく、厚生年金保険料の還付も受けていないと陳述している。

これらを含めて総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、26 万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成4年1月1日から6年10月1日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、4年1月から5年9月までは47万円、同年10月から6年9月までは50万円であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成6年10月1日から10年3月1日までの期間に係る標準報酬月額の記録については、6年10月から8年9月までは44万円、同年10月から10年2月までは41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の平成6年10月から10年2月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月1日から10年3月1日まで

「ねんきん定期便」で厚生年金保険の記録を確認したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際に支給を受けていた給与額に見合う標準報酬月額と大幅に相違していた。給与明細書を提出するので、申立期間について正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成4年1月1日から6年10月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、4年1月から5年9月までの期間は47万円、同年10月から6年9月までの期間は50万円と記録されていたところ、5年11月24日付けの処理により、4年1月1日に遡って8万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人提出の給料明細書によると、これらの期間においても、申立人主張の標準報酬月額にほぼ相当する厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、事業主及び監査役についても、申立人と同様に、平成5年11月24日付けで、4年1月1日に遡って減額訂正処理が行われていることが確認できる。A社に係る不納欠損決議書及び経過一覧表によると、同社は、申立期間を含め、長期にわたって厚生年金保険料等を滞納し、14年3月15日に不納欠損処分となっていることが確認でき、上記監査役は、「事業主から指示を受け、申立人の標準報酬月額を遡って引き下げる手続を行った。」と回答している。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間において同社の取締役であったことが確認できるものの、申立期間以降に同社の取締役となった同僚は、「申立人は、作業現場で勤務する名目上の取締役であり、経営及び社会保険事務に関与することはなかった。A社では、経營業務は全て事業主が行い、社会保険事務は監査役が担当していた。」と陳述しており、申立人を含む歴代の取締役5人は、いずれも取締役就任期間中も雇用保険の記録が確認できる上、上記経過一覧表における社会保険事務所との対応者は事業主となっている。

これらを総合的に判断すると、申立人の標準報酬月額に係る記録を遡って訂正する合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額に係る記録から、申立期間のうち、平成4年1月から5年9月までの期間は47万円、同年10月から6年9月までの期間は50万円に訂正することが必要である。

なお、平成6年10月1日以降の期間については、申立人の標準報酬月額が遡って引き下げられた記録は無く、社会保険事務所の処理が不合理であったとまでは言えない。

一方、申立期間のうち、平成6年10月1日から10年3月1日までの期間について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人提出の給料明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成6年10月から8年9月までは44万円、同年10月から10年2月までは41万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、商業登記上は現存しているものの、事業の実態が無いとみられ、事業主との連絡も取れない状態であるが、給料明細書で確認できる

報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所の記録が長期にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主は、給料明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和44年4月28日に、資格喪失日に係る記録を45年2月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月28日から45年2月8日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に確認したところ、A社に勤務していた期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は間違いなく同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の入社時期について、「前職であるB社勤務期間中に、同郷の知人からA社を紹介され入社が内定し、昭和44年4月26日（土曜日）にB社を退社し、翌日、同社の社員寮を引き払い、A社の社員寮に入居、週明けの同年4月28日（月曜日）から勤務を開始した。」と具体的かつ詳細に陳述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に記録のある21人のうち、所在の判明した12人に照会し、5人から回答を得られたところ、そのうちの1人で経理担当であった同僚は、「申立人は昭和44年4月下旬には入社していた。当時、A社においては、祝日等は休日ではなかったため、ゴールデンウィーク及びメーデー等にかかわりなくフル操業していた。」旨陳述している。

さらに、A社の退社時期について、申立人は、「A社の同僚の紹介により、C社に転職した。同社の初出勤日は、同社での厚生年金保険の資格取得日である昭和45年2月9日（月曜日）であったと記憶しているので、前職であるA社の退職日は、社員寮に入居していたこともあり、その前週の土曜日であった

と思う。」旨を具体的かつ詳細に陳述している。

加えて、C社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に記録のある22人のうち、所在の判明した12人に照会し、4人から回答を得られたところ、そのうちの1人は、「申立人の転職時期に係る詳細な記憶はないが、事業主は法令遵守に厳格な人柄であり、自身は、入社後直ちに厚生年金保険に加入させる旨を事業主から告げられ、厚生年金保険に加入したことを勘案すると、申立人のC社における資格取得日が昭和45年2月9日であるならば、A社の退社日はその直前の日ではないか。」と陳述している。

以上のことから、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、「A社においては、D業務を担当する正社員であった。」としているところ、複数の同職種の同僚は、「A社には、パート及びアルバイトは少ししかおらず、ほとんどが正社員で、厚生年金保険に加入していたように思う。特に社員寮に入居していた社員は、正社員であった。」旨陳述している。

さらに、A社の複数の事務担当者は、「申立人に係る資格の得喪及び保険料控除に係る記憶はないが、当社の内部規定によると、正社員は入社後直ちに厚生年金保険に加入させていた。申立人も正社員として勤務していたことから、入社後直ちに厚生年金保険に加入させた上で、保険料を控除していたものと考えられる。」旨陳述している。

加えて、申立人及び複数の同僚は、A社の従業員数は15人程度であったとしているところ、同社に係る前述の被保険者名簿によると、申立期間当時（昭和44年10月1日時点）の被保険者数は16人であったことが確認でき、申立期間当時、同社においては、ほぼ全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同職種で同年代の同僚のオンライン記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は死亡しており回答を得られないため不明であるものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年4月から45年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成15年7月15日、同年12月15日、16年12月16日及び17年7月20日は10万円、同年12月15日は9万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月15日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年12月16日
④ 平成17年7月20日
⑤ 平成17年12月15日

年金事務所の記録では、私がA社に勤務期間中の平成15年7月15日(申立期間①)、同年12月15日(申立期間②)、16年12月16日(申立期間③)、17年7月20日(申立期間④)及び同年12月15日(申立期間⑤)に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無い。

当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が提出した金融機関発行の申立人に係る「お通帳未記帳取引明細」の写し及び預金通帳の写しから、申立期間と同日に「賞与」の振込記録が確認で

きる上、申立人と同年代かつ同職種の同僚が所持する賞与支給明細書において、申立期間と同日に賞与が支給され、当該賞与支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立人に係る「お通帳未記帳取引明細」の写し及び申立人の預金通帳の写しにおいて確認できる申立期間の振込額について、上記同僚の賞与支給明細書を参考に検証した結果から判断すると、申立人は、申立期間①、②、③及び④について、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、申立期間⑤について、9万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料をそれぞれ事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、平成21年7月7日に適用事業所ではなくなっており、事業主に照会したものの、回答が得られず不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成16年4月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年4月29日から同年5月1日まで
年金事務所の記録では、私がA社に勤務していた期間のうち、平成16年4月29日から同年5月1日までの期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の在籍証明書及び申立人提出の給与明細書から、申立人は、申立期間において同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書において確認できる保険料控除額及び申立人のA社における平成16年5月の社会保険事務所（当時）の記録から18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務処理過誤により申立人の資格取得日を平成16年5月1日と届け出たとしている上、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書における資格取得日は、オンライン記録どおりの同年5月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、平成15年6月、同年11月、同年12月、16年2月、同年4月、同年10月、同年12月及び17年2月は34万円、同年4月及び同年6月は36万円、同年7月は34万円、18年9月から同年12月までの期間及び19年2月は32万円、同年4月は34万円、同年6月は32万円、同年7月は34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間に支給された賞与において、平成15年12月25日及び16年7月25日は40万9,000円、同年12月25日及び17年7月25日は39万9,000円、18年7月25日は42万5,000円、同年12月25日は42万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年8月5日から19年10月1日まで
② 平成15年12月25日
③ 平成16年7月25日
④ 平成16年12月25日
⑤ 平成17年7月25日
⑥ 平成18年7月25日
⑦ 平成18年12月25日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録

されており、また、平成 15 年 12 月 25 日、16 年 7 月 25 日、同年 12 月 25 日、17 年 7 月 25 日、18 年 7 月 25 日及び同年 12 月 25 日の標準賞与額の記録が無いとの回答を受けた。厚生年金保険料の控除額が記載された申立期間の給料支払明細書及び賞与支払明細書を提出するので、申立期間について、本来の標準報酬月額及び標準賞与額に訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給料支払明細書において確認できる給与支給額から、申立期間のうち、平成 15 年 6 月、同年 11 月、同年 12 月、16 年 2 月、同年 4 月、同年 10 月、同年 12 月及び 17 年 2 月は 34 万円、同年 4 月及び同年 6 月は 36 万円、同年 7 月は 34 万円、18 年 9 月から同年 12 月までの期間及び 19 年 2 月は 32 万円、同年 4 月は 34 万円、同年 6 月は 32 万円、同年 7 月は 34 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、元事業主に照会を行ったが、回答が得られないため確認できないが、給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 11 年 8 月、同年 11 月、12 年 1 月、同年 2 月、同年 4 月、同年 5 月、同年 7 月から 13 年 4 月までの期間、同年 6 月から 15 年 5 月までの期間、同年 7 月から同年 10 月までの期間、16 年 1 月、同年 5 月から同年 9 月までの期間、同年 11 月、17 年 1 月、同年 3 月、同年 5 月、同年 8 月から 18 年 8 月までの期間、19 年 1 月、同年 3 月、同年 5 月、同年 8 月及び同年 9 月については、申立人提出の給料支払明細書において確認できる保険料控除額及び給与支給額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録における標準報酬月額と一致するか、又はこれよりも低く記録されていることから、特例法による保険給付の対象とならないため、

あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成11年9月、同年10月、同年12月、12年3月、同年6月、13年5月及び16年3月については、給料支払明細書の提出は無いほか、A社の元事業主から回答が得られないため、申立人の当該期間における保険料控除の状況を確認できないことから、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②、③、④、⑤、⑥及び⑦について、申立人は、申立期間における標準賞与額の訂正について申し立てているが、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立人提出の賞与支払明細書において確認できる保険料控除額から、平成15年12月25日及び16年7月25日は40万9,000円、同年12月25日及び17年7月25日は39万9,000円、18年12月25日は42万7,000円とし、また、申立人提出の賞与支払明細書において確認できる賞与支給額から、同年7月25日は42万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記のとおり、元事業主から保険料納付の状況を確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、《申立期間》(別添一覧表参照)は《標準賞与額》(別添一覧表参照)に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : (別添一覧表参照)

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、A社保管の賃金台帳によると、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社提出の賃金台帳の保険料控除額から、《申立期間》(別添一覧表参照)は《標準賞与額》(別添一覧表参照)とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 22 年 8 月 25 日）に届出を行っている上、納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る《申立期間》（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別添

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	申立期間	標準賞与額
9899	男		昭和23年生		平成17年6月22日	40万円
9900	男		昭和34年生		平成17年6月22日 平成19年7月19日	40万円 43万円
9901	男		昭和38年生		平成17年6月22日 平成19年7月19日	29万3,000円 31万6,000円
9902	男		昭和40年生		平成17年6月22日 平成19年7月19日	29万3,000円 34万6,000円
9903	女		昭和25年生		平成17年6月22日 平成19年7月19日	27万3,000円 28万8,000円
9904	男		昭和42年生		平成17年6月22日 平成19年7月19日	29万3,000円 40万円
9905	男		昭和45年生		平成17年6月22日	23万4,000円
9906	男		昭和44年生		平成17年6月22日	29万3,000円
9907	男		昭和44年生		平成17年6月22日 平成19年7月19日	23万4,000円 25万1,000円
9908	女		昭和28年生		平成17年6月22日 平成19年7月19日	18万6,000円 18万9,000円
9909	男		昭和57年生		平成17年6月22日 平成19年7月19日	14万7,000円 19万6,000円

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月15日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における同年12月15日の標準賞与額に係る記録を、《標準賞与額》（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成18年12月15日

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所（当時）に誤って届け出られたため、標準賞与額が賞与支給額より低く記録されているが、B社が保管している賃金台帳兼所得税源泉徴収簿によると、賞与支給額に見合った厚生年金保険料が控除されている。

申立期間について、賞与支給額から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の平成18年分賃金台帳兼所得税源泉徴収簿により、申立人は、同年12月15日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額（《標準賞与額》（別添一覧表参照））に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届」を社会保険事務所に誤って提出したことを認めていることから、事業主は、上記の賃金台帳兼所得税源泉徴収簿において確認できる保険料控除額に見合う標準賞与額を届け出たおらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年12月15日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別添

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	標準賞与額
9910	女		昭和23年生		33万5,000円
9911	女		昭和33年生		25万5,000円
9912	男		昭和16年生		9万円
9913	男		昭和15年生		40万円
9914	男		昭和17年生		40万円
9915	男		昭和47年生		25万円
9916	男		昭和54年生		13万6,000円
9917	男		昭和57年生		12万2,000円
9918	男		昭和55年生		16万9,000円
9919	男		昭和46年生		12万5,000円
9920	男		昭和43年生		19万1,000円
9921	男		昭和51年生		14万5,000円
9922	男		昭和47年生		14万6,000円
9923	男		昭和56年生		5万4,000円
9924	男		昭和57年生		6万4,000円
9925	男		昭和50年生		5万5,000円

第1 委員会の結論

申立人の平成16年4月の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年4月

平成16年4月にA社に入社し、その月のうちに退職したが、同社が同年4月の厚生年金保険料を支払うと言っていたので、同年4月の国民年金保険料を納付する必要はないと思い、同年5月から国民年金保険料を納付した。

平成18年7月6日に社会保険事務所(当時)が、私の国民年金保険料について「未納期間はありません。」と確認しているにもかかわらず、ねんきん定期便では平成16年4月が未納とされていることに納得できないので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人は、平成16年4月13日にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年4月28日に資格を喪失している。

また、申立人は、社会保険事務所が申立人の年金加入期間を照会した申立人の父親に対し、申立期間を含む平成4年11月から17年10月までの国民年金加入期間について、申立期間を「厚生年金保険期間として計算」とした上で、「年金未納期間はありません。」と回答したため、申立期間の国民年金保険料を納付しなかったにもかかわらず、未納とされていることに納得できないと主張している。

一方、国民年金法第11条の2においては、「同一の月において、二回以上にわたり被保険者の種別に変更があったときは、その月は最後の種別の被保険者であった月とみなす。」とされていることから、申立人の場合、平成16年4月は、上記の厚生年金保険被保険者期間に算入されると同時に、国民年金保険料の納付義務も発生する。

しかし、オンライン記録を見ると、申立人に係る平成16年4月の国民年金

保険料については、同年8月3日に最初の納付勧奨（督促）が行われたこと、及び申立人が同年4月の保険料の督促を拒否していることが記録されている。

また、申立期間は、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入された後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低いものと考えられる。

さらに、平成14年4月以降に国民年金保険料収納事務が国に一元化されて以後は、保険料収納機関での収納事務及び社会保険庁(当時)への書類等の送付は、光学化・機械化等により記録管理の強化が図られたため、保険料収納後の事務的過誤の可能性は少なくなったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から51年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月から51年5月まで

私が最初に勤めた会社には、厚生年金保険がなかったので、母に勧められて国民年金に加入した。加入手続及び国民年金保険料の納付は母が行った。

昭和51年6月に転職し、厚生年金保険の手続の時に、それまでかけていた国民年金の手帳を提出したところ、別の年金手帳に、厚生年金保険の記号番号と国民年金の記号番号が一緒に記載されて戻って来た。現在、年金手帳の、国民年金の「はじめて被保険者となった日」は「昭和57年1月25日」と記載されているが、会社から戻ってきたときには日付は記載されていなかったように思う。また、国民年金の記号番号の横には「A」と押印されているが、会社を辞めた時に、はじめて国民年金に加入したのなら、加入手続をしたC市の印になるはずである。これは、会社が厚生年金保険の手続の時に、C市を管轄しているA社会保険事務所（当時）に、国民年金の喪失手続を行ってくれたのだと思う。

必ず納めているので、申立期間の記録が未加入期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、昭和51年6月に厚生年金保険に加入するまで、母親が国民年金保険料を納めていたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の資格について、オンライン記録を見ると、昭和57年1月に国民年金の被保険者資格を取得するまで国民年金に加入した形跡が無く、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人の国民年金の加入手続時期については、申立人の前後に国民年金手帳記号番号が払い出されている被保険者の資格取得記録から、申立人は厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後の昭和 57 年 4 月頃に加入手続を行ったと推定できる。

さらに、申立人は昭和 51 年 6 月から勤めた会社で厚生年金保険に加入する際、それまで所持していた国民年金手帳を提出したところ、別の年金手帳に同年 6 月からの厚生年金保険の記号番号と国民年金の記号番号が記載されて戻って来たと陳述しているが、仮に、申立人が、最初に交付を受けた申立期間にかかる国民年金手帳を会社に提出して年金記録を統合する場合に、申立人に対して新たに国民年金手帳記号番号が払い出されるとは考え難い。

加えて、申立人は、現在所持する年金手帳の国民年金の記号番号の横に「A」と押印されていることについて、昭和 51 年 6 月から勤めた会社を辞めてはじめて国民年金に加入したのであれば、加入手続を行った C 市役所の印が押されるはずであると申し立てている。この件を、D 年金事務所及び C 市に照会したが、詳細は確認できなかった。しかし、申立人は、上記会社を退職した際に年金手帳を近所の知人に預けて加入手続を行ったと陳述しており、この際の加入手続には直接関与しておらず、その知人は転居し現在連絡が取れないことから当時の事情は不明である上、「A」と押印されていることをもって、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがうことはできない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月から7年3月まで

平成4年1月頃、A市役所に勤めていた兄の友人が、2度にわたって自宅を訪ね国民年金の加入を勧めてくれた。加入手続及びその時期についてはよく覚えていないが、当時発行された年金手帳を現在も所持している。

手続をした当時は学生だったが、母に国民年金保険料を立て替えてもらって、平成4年1月頃から保険料を納付しているはずである。

必ず納めているので、申立期間が未納の記録とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その兄の友人から国民年金の加入を勧められ、平成4年1月頃から国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続時期について、A市の国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、平成7年8月に申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたことが確認でき、この時点において、申立期間のうち、4年1月から5年6月までの国民年金保険料は、時効により制度上納付することはできない。また、申立期間のうち、同年7月から7年3月までの保険料は過年度納付が可能であるが、申立人及びその母親は遡った期間の保険料を納付したことはないと陳述している。

また、申立人は、現在所持している年金手帳が平成4年1月頃に国民年金に加入した際に受け取った年金手帳であると陳述しているところ、その年金手帳に記載されている国民年金の記号番号は平成7年8月にA市で払い出された記号番号と同一であることが確認でき、平成4年1月頃に国民年金に加入したとする申立内容と符合しない。

さらに、申立人のオンライン記録から、平成8年6月に過年度納付書が発行されていることが確認でき、発行された時期及び納付記録から、申立期間のうち、時効にかからない6年6月から7年3月までの納付書であると考えられるが、申立人及びその母親は過去の保険料の納付書が届いた記憶はないと陳述している。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から43年3月まで

私は、昭和41年4月にA社を退社した後すぐにB市役所で国民年金の加入手続を行った。当時、私はB市に居住しており、C市でD店を営業していたので、申立期間の国民年金保険料は、毎日店に来ていたE銀行(当時)F支店又は同行C支店の行員に納付期限までに1か月分ずつ納付し、その場で領収書を受領していたと記憶していた。

しかし、申し立てた後に、私の国民年金の加入手続がG区で行われていることを知った。申立期間当時、私は同区には居住しておらず、母が居住していたこと、また、私がH社に勤務していた期間に、母が私の国民年金保険料の払戻し(還付)を受けた話をしていたことを思い出したことから、母が、同区で私の国民年金の加入手続を行った後、保険料を納付していたと思う。私の母はきちょうめんな性格なので、申立期間の保険料を未納のまま放置しておくことはあり得ない。申立期間の保険料は加入手続時点で母が納付しているはずである。

申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと申し立てている。

そこで、申立人の国民年金の加入手続の時期及び場所について、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和43年6月にG区で払い出されていることが確認でき、申立期間の国民年金保険料は過年度納付が可能であるところ、申立人は、当時B市に居住していたことから、申立人の母親が国民年金の加入手続をG区で行ったはずであると陳述しており、

国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に直接関与していない上、それらを行ったとする申立人の母親は既に死亡しており、当時の具体的な事情は不明である。

また、申立人の妻の国民年金の加入手続時期及び国民年金保険料の納付状況について、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は申立人と連番で昭和43年6月に払い出されていることが確認できるが、申立期間の保険料は未納とされていることが特殊台帳及びB市の国民年金被保険者名簿から確認できる。なお、申立人の妻は自身の未納期間に関して、申立人の母親が納付していたはずであると述べているが、その母親から納付したと聞いた覚えはないとも陳述している。

さらに、別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性について、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号の払出しが行われた形跡は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から平成 4 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から平成 4 年 4 月まで

私は、昭和 61 年 3 月に大学を退学し、家業の A 店を本格的に手伝うようになったため、B 区に転居した後の 62 年 5 月又は同年 6 月頃、母が B 区役所に出向き、私の国民年金の加入手続を行った。

加入手続を行った際、窓口担当者から、私の過去 2 年あるいは 3 年分の未納期間の納付書を 2 枚から 3 枚に分けて発行してもらい、時期は覚えていないが、母が金融機関において 2 回から 3 回に分けて保険料を納付した。

加入手続を行った以降も、母は、金融機関において私と両親の 3 人分の国民年金保険料を納付していたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 5 月又は同年 6 月に、申立人の母親が B 区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を金融機関で納付したと申し立てしているところ、オンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号の記録から、平成 6 年 6 月頃に払い出されており、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間の保険料は既に時効の成立により、制度上納付することができない。

そこで、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるものの、C 社会保険事務所（当時）が行った国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索の結果をみても、申立人に別の手帳記号番号が払い出された事実はないほか、オンライン記録において、各種の氏名検索を行ったが、申立人に係る別の手帳記号番号は見当たらない。

一方、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を担っていた申立人の母親は、「昭和 62 年 5 月又は同年 6 月頃以外の時期に申立人の国民年金の加入手続を行った記憶はない。」とも陳述しているところ、申立人が加入手続を行ったことに伴い交付されたものであるとして提示した年金手帳を見ると、「国民年金の記録(1)(2)」には「平成」の印字が認められる。

次に、申立人は、昭和 62 年に、申立人の母親が申立人の両親の同年 1 月から同年 12 月までの現年度保険料とともに、申立人の申立期間のうち、60 年 4 月から 62 年 3 月までの過年度保険料及び同年 4 月から同年 12 月までの現年度保険料を納付したと申し立てている。

そこで、申立人の父親が所持する昭和 63 年度分市民税・県民税申告書の写しの社会保険料控除欄を見ると、「国民年金 88,800 円」と記載されているものの、その内訳は、62 年度の国民年金保険料を月単価で計算した 12 か月一人分の国民年金保険料のみとなっている。

また、申立人の父親が所持する平成 2 年度分から 4 年度分までの市民税・県民税普通徴収税額変更通知書を見ると、社会保険料が計上されているものの、その内訳は不明であり、当該社会保険料額に含まれる国民年金保険料を確認することができない。

これらの資料について、申立人の父親は、「当時、医療費及び社会保険料控除等を事業経費として位置付けており、諸般の事情から私たち夫婦及び申立人の国民年金保険料を税額控除の対象にしていなかった。」旨を陳述していることから、当該資料により、申立期間の国民年金保険料が納付された事情をうかがうことはできなかった。

また、申立人の父親は、「平成 4 年頃から、申立人の国民年金保険料を事業経費として算入するようになり、私たち夫婦及び申立人の 3 人分の国民年金保険料を計上していた。」と陳述しているところ、同人が所持する「平成 4 年度確定申告書決算書関係」と記されたプロッピーディスク中のファイルを見ると、国民年金月別集計帳として、平成 4 年 1 月から同年 12 月まで「月 19,400 9,700×2」、欄外に「232800」と記録されている。

この点、制度上、平成 4 年 1 月から同年 3 月までの一人分の 1 か月当たりの国民年金保険料は 9,000 円、同年 4 月から同年 12 月までは 9,700 円であるが、上記記録は、同年 1 月から同年 3 月の保険料についても、9,700 円として計上されているものの、二人分の同年 1 月から同年 12 月までの保険料(22 万 8,000 円)とおおむね一致し、オンライン記録上の同年 1 月から同年 12 月までの保険料が納付済みとなっているのは申立人の父母のみであることとも符合していることから、当該記録から、「平成 4 年から両親及び申立人の 3 人分の国民年金保険料を計上していた。」とする上記陳述内容を確認することはできなかった。

さらに、申立期間当時は、既に国民年金保険料収納事務の機械化等により、

記録管理の強化が図られており、納付記録が欠落する可能性は極めて低く、申立期間は連続した 85 か月に及んでおり、これほど長期間にわたり連続して国民年金保険料の収納及び記録管理における事務過誤が繰り返されたとも考え難い。

このほか、申立人が、申立期間当時の国民年金保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月から52年3月まで

昭和52年3月頃に、私の妻が夫婦二人分の国民年金の加入手続をA市役所で行い、その後、市役所の窓口で夫婦二人分の国民年金保険料を納めてくれていた。領収書を受け取っていたが、現在は残っていない。納付が途切れて納付年数が足りないときは国民年金の支払いができない場合があるので、分割でよいから納めた方がよいと言われたので、毎月市役所で納めていた。

しかし、申立期間について未納とされており納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は昭和52年6月に連番で払い出されていることが確認できる上、申立人及びその妻の手帳記号番号の前後に番号が払い出されている任意加入被保険者に係る被保険者資格の取得日から、申立人及びその妻に係る国民年金への加入手続が行われた時点は、同年5月頃と推認され、この時点では申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間となる。

また、上記の加入手続が行われたものと推認される時点において、申立期間の一部は過年度納付が可能であるものの、申立人は申立期間の国民年金保険料を申立人の妻がA市役所の窓口で納付したとしているところ、A市によると、市役所の窓口では過年度保険料の納付書は発行するが過年度保険料の収納は行っていなかったとしており、同市における保険料納付の取扱いと一致しておらず、ほかに当該期間について過年度納付が行われたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人及びその妻に係る特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿

の検認記録欄においても、申立期間に係る申立人及びその妻の納付記録は確認できない上、申立人の妻が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 7 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 7 月から平成 3 年 3 月まで

私が昭和 63 年 7 月頃、母親が私に代わって国民年金への加入手続を A 市役所で行うとともに、私の保険料を平成元年 3 月までは現金で期限内に納付、その後は、B 銀行 C 支店の私の口座から振替で納付してきたので、申立期間が未納扱いとされているのは納付できない。よく調べて記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が国民年金への加入手続を行った時点は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後に番号が払い出されている被保険者に係る資格取得日及び事務処理日から、平成 3 年 2 月から同年 5 月頃までと推認され、この時点においては、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間となる上、申立人が昭和 63 年 7 月頃に加入手続を行ったとする申立内容と一致しない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を期限内に現年度納付したとしているが、現年度納付を記録する A 市の国民年金保険料収滞納一覧表によると、申立期間の納付記録は確認できず、後続する平成 3 年 4 月からは保険料納付日が全て確認でき、これらの記録に不自然さやうかがえない上、オンライン記録の内容と一致している。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年5月から9年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月から9年1月まで

私は、平成9年2月にA社に入社した時、国民健康保険に未加入であったため、A社で社会保険に加入するため国民健康保険に遡及加入することになり、社長が遡及分の保険料を出してくれることになったが、結果的に転入者扱いとなり遡及加入が不要となった。その際、B市役所で、国民年金は2年間遡って国民年金保険料を納付することができると聞き、国民年金への加入手続を行うとともに、国民健康保険料として社長からもらったお金に自分のお金を足して、申立期間の約2年間分の保険料を一括で納付した。この記憶に間違いはないので、納付の事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社入社後の平成9年2月頃に国民年金への加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を一括で納付したとしているが、申立人が所持する年金手帳（平成9年2月17日交付、厚生年金保険被保険者記号番号を基礎年金番号として同日付番）の「国民年金の記録（1）」欄によると、申立人は、11年7月1日に強制加入被保険者として国民年金の資格を取得した旨記載されており、申立期間を含むそれ以前の被保険者資格期間についての記載が確認できない上、その内容はオンライン記録の内容と一致する。この場合、行政側は、申立期間を未加入期間と認識していたものと推認され、制度上、保険料を遡って納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な基礎年金番号制度導入以前の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されたこと

をうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人は、約2年分の国民年金保険料を一括で過年度納付したのは1回だけとしているところ、オンライン記録によると、平成11年7月から13年3月までの申立期間と同じ21か月の保険料を同年5月30日に一括で過年度納付した旨記録されていることが確認でき、上記のとおり、申立期間が未加入期間と認識されていたものと推認され、制度上保険料を納付することができない期間であることを踏まえると、申立人が、当該期間の過年度納付を申立期間の納付と錯誤している可能性も考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年2月まで

学生が強制加入となった平成3年4月頃に、母親が私の国民年金への加入手続きを行い、国民年金保険料を納めてくれたということを卒業してから数年後に母親から聞いた。

加入手続き及び国民年金保険料の納付を行った母親は既に亡くなっており詳細は不明だが、母親はお金に関してはきっちりしていた上、弟の納付記録についても学生時代の分から漏れは無いことが確認できているので、私の分も間違いなく納めてくれていると思う。

納付を証明する書類は何も残っていないが、よく調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年4月頃にその母親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、基礎年金番号制度導入前に当たる申立期間の保険料を納付するためには、申立期間当時に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されている必要がある。このため、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、この場合、申立期間は未加入期間となり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金への加入手続き及び国民年金保険料の納付については申立人の母親に任せていたとし、申立人自身は直接関与していないため、申立期間に係るこれらの状況が不明である上、申立人の母親が申

立期間に係る保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から49年6月まで

私たち夫婦は、昭和47年6月の結婚に伴う転居を契機として、少なくとも転居後2か月あるいは3か月のうちに国民年金の加入手続を行った。これについては、当時、私の勤め先の事業所から、「年金は自分で掛けるように。」と言われていたことも覚えている。

加入後、夫婦のどちらかが、定期的に市の女性集金人に対し、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。申立期間当初の保険料額は、一人分が1か月当たり700円から800円程度までだったが、申立期間の最後の方は900円程度になっていたと思う。また、保険料を納める都度、集金人から領収書として小さな紙を受け取っていた記憶がある。

当時の国民年金手帳及び領収書等、証拠となるものは何も無いが、加入以降、未納無く国民年金保険料を納付していたことに間違いないので、調査の上、現在、未納期間とされている申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金への加入手続時期について調査したところ、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人夫婦に係る国民年金手帳記号番号が、昭和49年8月に連番で払い出されていることが確認できる上、オンライン記録から、申立人夫婦の前後の番号に存在する任意加入被保険者の資格取得日が、いずれも同年6月中であることが確認できることから、申立人夫婦は、同年6月から同年8月頃までに加入手続が行われたものと推認できる。この場合、47年6月以降、少なくとも2か月あるいは3か月のうちに加入手続を行い、国民年金保険料の納付を開始したとする申立内容とは一致しない。

また、上記で推認される加入手続時点において、申立期間のうち、昭和49

年3月以前の期間に係る国民年金保険料については過年度保険料となることから、申立人夫婦が、現年度保険料の収納のみを取り扱っていたとするA市の集金人に対して、当該期間の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、A市は、国民年金保険料の収納方法として、納付書の使用（領収証書の交付）を開始したのは、昭和49年度以降であって、それ以前については、国民年金手帳を用いた印紙検認方式を採っていたとしており、このことは、申立期間を通じて集金人に保険料を納付し、その都度、領収証書を受け取っていたとする申立内容とは相違する。

加えて、申立人夫婦は、国民年金に加入以降、遅滞なく国民年金保険料を納付していたので未納期間が生じる余地は無く、過去の未納保険料を遡及納付したことはないとしている上、オンライン記録及び特殊台帳によると、夫婦共に申立期間直後の昭和49年7月以降の保険料より現年度納付がなされている状況が確認できることから、申立人夫婦は、同年6月から同年8月頃までに加入手続を行い、当該加入手続以降に集金人に対して保険料の納付を開始したと考えるのが自然である。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行うとともに、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から49年6月まで

私たち夫婦は、昭和47年6月の結婚に伴う転居を契機として、少なくとも転居後2か月あるいは3か月のうちに国民年金の加入手続を行った。これについては、当時、夫の勤め先の事業所から、「年金は自分で掛けるように。」と言われていたことも覚えている。

加入後、夫婦のどちらかが、定期的に市の女性集金人に対し、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。申立期間当初の保険料額は、一人分が1か月当たり700円から800円程度までだったが、申立期間の最後の方は900円程度になっていたと思う。また、保険料を納める都度、集金人から領収書として小さな紙を受け取っていた記憶がある。

当時の国民年金手帳及び領収書等、証拠となるものは何も無いが、加入以降、未納無く国民年金保険料を納付していたことに間違いのないので、調査の上、現在、未納期間とされている申立期間を納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金への加入手続時期について調査したところ、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人夫婦に係る国民年金手帳記号番号が、昭和49年8月に連番で払い出されていることが確認できる上、オンライン記録から、申立人夫婦の前後の番号に存在する任意加入被保険者の資格取得日が、いずれも同年6月中であることが確認できることから、申立人夫婦は、同年6月から同年8月頃までに加入手続が行われたものと推認できる。この場合、47年6月以降、少なくとも2か月あるいは3か月のうちに加入手続を行い、国民年金保険料の納付を開始したとする申立内容とは一致しない。

また、上記で推認される加入手続時点において、申立期間のうち、昭和49

年3月以前の期間に係る国民年金保険料については過年度保険料となることから、申立人夫婦が、現年度保険料の収納のみを取り扱っていたとするA市の集金人に対して、当該期間の保険料を納付したとは考え難い。

さらに、A市は、国民年金保険料の収納方法として、納付書の使用（領収証書の交付）を開始したのは、昭和49年度以降であって、それ以前については、国民年金手帳を用いた印紙検認方式を採っていたとしており、このことは、申立期間を通じて集金人に保険料を納付し、その都度、領収証書を受け取っていたとする申立内容とは相違する。

加えて、申立人夫婦は、国民年金に加入以降、遅滞なく国民年金保険料を納付していたので未納期間が生じる余地は無く、過去の未納保険料を遡及納付したことはないとしている上、オンライン記録及び特殊台帳によると、夫婦共に申立期間直後の昭和49年7月以降の保険料より現年度納付がなされている状況を確認できることから、申立人夫婦は、同年6月から同年8月頃までに加入手続を行い、当該加入手続以降に集金人に対して保険料の納付を開始したと考えるのが自然である。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行うとともに、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

昭和36年4月に自宅に来た市役所の職員から国民年金の説明を受け、その場で妻が夫婦の国民年金の加入手続を行った。その後は、妻が市役所の女性集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていた。

妻は、その父が元軍隊の高官であり、非常に厳格な家庭できっちりとした性格に育っているため、間違いなく申立期間の国民年金保険料を納付している。

第3 委員会の判断の理由

国民年金における強制加入被保険者の資格は、加入手続の時期及び国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、国民年金制度が発足した昭和36年4月1日現在において満20歳を超える者は、基本的に同年4月1日に取得するものとされている。

そこで、申立人夫婦に係る国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、昭和40年5月17日に連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる上、申立人の所持する夫婦の国民年金手帳の発行日とも一致することから、この頃に夫婦一緒に加入手続が行われたものと推定され、国民年金制度が発足した36年4月1日まで遡って国民年金の強制加入被保険者の資格を取得していることが夫婦の特殊台帳及びオンライン記録並びに国民年金手帳に記載された資格取得日により確認できる。この場合、加入手続が行われた時点において、申立期間のうち、一部の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、時効完成前の納付が可能な期間の保険料については、加入手続前の過年度保険料であり、遡って納付することになるが、申立人の妻は、「加入当時から集金人に保険料を

きっちり納付してきたので、遑って保険料を納付したことはない。」と陳述している上、夫婦のオンライン記録によると、その陳述のとおり、当該加入手続が行われた時点において、集金人に納付が可能な現年度保険料である申立期間直後の40年4月以降、夫婦で厚生年金保険に加入する前月の58年4月まで保険料を完納している。

また、申立人の妻が、申立内容のとおり、昭和36年4月に申立人夫婦に係る国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を遅滞なく集金人に現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人夫婦に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人の保険料と一緒に納付してくれていたとする申立人の妻も、申立期間における保険料は同様に未納となっている。

さらに、申立期間は4年間に及び、これほどの長期間にわたり、行政が国民年金保険料の収納及び記録管理における事務処理を、夫婦同時に、かつ、連続して誤ることは考え難い上、申立人の妻が申立期間の保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

昭和36年4月に自宅に来た市役所の職員から国民年金の説明を受け、その場で私が夫婦の国民年金の加入手続を行った。その後は、私が市役所の女性集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

私は、父が元軍隊の高官であり、非常に厳格な家庭で育てられたので、私の性格から間違いなく申立期間の国民年金保険料を納付している。

第3 委員会の判断の理由

国民年金における強制加入被保険者の資格は、加入手続の時期及び国民年金保険料の納付の有無にかかわらず、国民年金制度が発足した昭和36年4月1日現在において満20歳を超える者は、基本的に同年4月1日に取得するものとされている。

そこで、申立人夫婦に係る国民年金手帳記号番号の払出時期を調査すると、昭和40年5月17日に連番で払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる上、申立人の所持する夫婦の国民年金手帳の発行日とも一致することから、この頃に夫婦一緒に加入手続が行われたものと推定され、国民年金制度が発足した36年4月1日まで遡って国民年金の強制加入被保険者の資格を取得していることが夫婦の特殊台帳及びオンライン記録並びに国民年金手帳に記載された資格取得日により確認できる。この場合、加入手続が行われた時点において、申立期間のうち、一部の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、時効完成前の納付が可能な期間の保険料については、加入手続前の過年度保険料であり、遡って納付することになるが、申立人は、「加入当時から集金人に保険料をきちんと納付してきたので、遡って保険料を納付したことはない。」と陳述してい

る上、夫婦のオンライン記録によると、その陳述のとおり、当該加入手続が行われた時点において、集金人に納付が可能な現年度保険料である申立期間直後の40年4月以降、夫婦で厚生年金保険に加入する前月の58年4月まで保険料を完納している。

また、申立人が、申立内容のとおり、昭和36年4月に申立人夫婦に係る国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を遅滞なく集金人に現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て視認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人夫婦に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人が保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫も、申立期間における保険料は同様に未納となっている。

さらに、申立期間は4年間に及び、これほどの長期間にわたり、行政が国民年金保険料の収納及び記録管理における事務処理を、夫婦同時に、かつ、連続して誤ることは考え難い上、申立人が申立期間の保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から51年12月まで

私は、国民年金制度が発足して以来、国民年金に加入し、夫が私の国民年金保険料を納付してくれていた。

昭和47年7月に夫の転勤により、A区に転居していた間は、夫又はB市の夫の実家において義母が、私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

申立期間に納付記録が無いので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人については、その備考欄に、B市からA区へ転出した記載とともに、昭和47年7月1日に国民年金の任意加入被保険者の資格を喪失し、52年1月18日に同資格を再取得したことが記録されており、これらの資格喪失日及び資格再取得日は、申立人の特殊台帳及びオンライン記録とも一致している。この場合、申立期間は、国民年金の任意加入期間における未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であるものと考えられる。

また、申立人の夫又は義母が、申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、B市及びA区を管轄するそれぞれの社会保険事務所(当時)における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認するとともに、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人は、自身の国民年金に関する諸手続及び保険料の納付に関与していないとしており、これらを行っていたはずとする申立人の夫及び義母は既に亡くなっていることから、

申立期間当時において申立人に係る被保険者資格の喪失等の届出又は処理が行われた経緯及び具体的な納付状況は不明である。

さらに、申立期間は4年間以上に及び、これほどの長期間にわたり、納付記録が連続して欠落することは考え難い上、申立人の夫又は義母が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間、56年7月から57年3月までの期間及び61年4月から平成3年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和56年7月から57年3月まで
③ 昭和61年4月から平成3年2月まで

はっきりとは覚えていないが、国民年金制度が始まった昭和36年に母が国民年金の加入手続をしてくれたと思う。

加入当初の国民年金保険料の納付については、母が毎月自宅に来ていた集金人に、兄の保険料と一緒に納付してくれていたと思う。昭和50年に母が亡くなった後は、養母又は妻のどちらかが集金人に納めてくれていたはずである。

申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の国民年金保険料について、申立人の母親が申立人の兄の保険料と一緒に納付してくれていたはずであると申し立てている。

そこで、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A区において、昭和36年6月30日に申立人の兄と連番で払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

しかし、A区保存の申立人の兄に係る国民年金被保険者名簿を見ると、備考欄に昭和36年4月から37年3月までの期間、48年7月から49年6月までの期間及び同年10月から50年3月までの期間について、51年3月26日付けで納付書が発行されたことが明記されている上、昭和36年度について、当初は未納とされていたものの、昭和51年3月に特例納付されたことが記録されて

いる一方、申立人に係る被保険者名簿を見ると、納付記録欄に 48 年 7 月から 49 年 6 月までの期間及び同年 10 月から 50 年 3 月までの期間については、申立人の兄に係る納付書発行日の 3 日前の 51 年 3 月 23 日付けで納付書が発行された記録はあるものの、申立期間①については、納付書発行の記録は無い上、未納と記録されたままであり、特例納付の事跡は確認できない。

また、申立人の兄の特殊台帳を見ると、申立期間②については当初申請免除期間であったことが記録されており、申立人についても当該期間直後が申請免除期間となっていることから考えると、当該期間において、既に国民年金保険料の納付が困難な事情があった可能性を否定できない。

さらに、オンライン記録を見ると、昭和 63 年 7 月 7 日付けで納付書が発行された記録のあるところ、申立人は、申立期間③の国民年金保険料について、申立人の養母又は妻のどちらかが集金人に納めてくれていたと主張するのみで、当該納付催告に応じて納付したことがうかがえる事情も認められない上、当該期間は 4 年 11 か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

このほか、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について関与しておらず、保険料の納付を行ったとする申立人の母親、養母及び妻は既に他界していることから、申立期間の保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和61年4月から平成3年3月まで
昭和57年頃、外国人も国民年金に加入できることを知り、A区役所で、夫婦二人分の加入手続をした。
手続後、夫婦二人分を納付していたが、金銭的に苦しいときは、夫婦二人とも免除申請手続をしていた。
しかし、申立期間については、平成3年から5年頃までの間に、夫婦二人分を一括で追納したはずであり、納付金額は夫婦二人分で、100万円ぐらいだったと記憶している。
申立期間が申請免除期間とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、夫婦二人分を追納したとしているものの、オンライン記録を見ると、申立人の元夫についても、追納の事跡は確認できない。

また、申立人は、申請免除期間は常に申立人の元夫と同一のはずであるとしているものの、元夫は、平成元年4月から3年3月までについては、申請免除期間ではなく未納期間となっており、陳述の不自然さは否定できない上、申立人は、夫婦二人分の追納保険料として100万円ぐらいを納付したとしているものの、仮に、平成5年度に申立期間の国民年金保険料を納付したとすると、申立人の元夫については、平成元年4月から3年3月までの保険料は時効により納付できないことから、二人分の追納保険料額は87万2,880円となり、金額が必ずしも一致しない。

さらに、A区保存の申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ても、申立期間の国民年金保険料を追納したことをうかがわせる事跡は認められない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、追納したと主張するのみで、保険料納付の時期及び納付方法等に関して明確な陳述は無く、申立期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 6 日から 46 年 5 月 10 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A市B区内に有った「C店」に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。私が保管している就業者手帳の就業移動録欄に、昭和 45 年 4 月から同店に就職した旨の記載が有るので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人保管の就業者手帳に記載の就業移動録及び失業保険被保険者証(昭和 45 年 8 月 3 日付けでE公共職業安定所から交付) から判断して、申立期間当時に申立人が「C店」で勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録において、「C店」が厚生年金保険の適用事業所となった記録は無く、同店の所在地を管轄する法務局で商業登記の記録も確認できない。また、同店はD業務に該当し、申立期間当時、厚生年金保険の強制適用業種ではなかった。

さらに、申立人は、「経営者の名前は覚えていないが、『C店』は個人経営の店だったと思う。従業員は、7人あるいは8人はいたと思うが、1人の名字しか思い出せない。」旨陳述しており、事業主及び同僚から、申立人の申立期間に係る保険料控除の状況等を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月から34年まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には昭和28年4月から34年まで勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の事業主の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によれば、A社がB社として厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和37年4月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、前記事業主は、「申立期間当時は社会保険の適用を受けておらず、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と陳述している。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日に被保険者資格を取得している元従業員に照会し13人から回答を得たが、申立人を覚えている者はおらず、このうち2人は、「入社後数年して、会社が厚生年金保険に加入するまで、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」旨陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 6 月 5 日から 15 年 3 月 31 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額よりも低く記録されていることが分かった。申立期間は、毎月 30 万円ぐらいの給与が支給されていたので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の給与月額は約 30 万円であったのに、年金事務所に記録されている標準報酬月額はこれより低額であると申し立てている。

しかし、A社は平成 16 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、元従業員の一部が経理及び社会保険事務を担当していたとする者に照会したが回答を得られないため、これらの者から申立人の申立期間における給与月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、雇用保険の記録を見ると、申立人のA社における離職時賃金日額は 3,333 円であり、年金事務所に記録されている標準報酬月額（9 万 8,000 円）とおおむね符合する。

さらに、オンライン記録を見ても、申立人のA社における標準報酬月額に遡及訂正等の不自然な点は見られない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 11 月 20 日から 38 年 3 月 11 日まで
ねんきん特別便により、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。申立期間は、A社が設立された時期であり、それまで勤務していたB社からA社に出向し、C業務従事者として勤務した。申立期間の給与が、B社から支払われていたか、又はA社から支払われていたかは分からないが、両社に継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述等から判断して、申立人が申立期間もA社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人の同社における資格取得日と同日の昭和38年3月11日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、A社の後継会社に当たるとするD社は、「申立期間当時の関連資料が無いため、申立人の申立期間における保険料控除等の状況は不明である。」としている。

さらに、申立人がA社の総務担当の同僚として名字を記憶している者は、「私は、昭和38年3月にA社に入社したので、申立期間の詳しい状況は分からないが、同社は厳しいぐらいにきっちりとした会社であったので、厚生年金保険に加入していない従業員の給与から4か月間も保険料を控除し続けることは考えられない。」と陳述している。

加えて、B社及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が同時期にB社からA社に移ったとする同僚3人を含む5人が、申立人

と同様に、昭和 37 年 11 月 20 日に B 社で資格喪失後、38 年 3 月 11 日に A 社で資格を取得しており、当該 5 人のうち既に死亡している 1 人を除く 4 人に照会したところ、4 人はいずれも、「私も申立人も、申立期間も継続して A 社に勤務していたが、保険料が控除されていたかどうかは分からない。」と陳述している。

一方、申立人は、「申立期間の給与が、B 社から支払われていたか、又は A 社から支払われていたかは分からない。」と陳述しているところ、照会を行った上記同僚 4 人のうち 2 人は、「申立期間の給与は、B 社からではなく、A 社から支給されていた。」と陳述している上、前述の B 社に係る被保険者名簿を調査しても、同名簿の記録に不自然な点は見られない。

また、B 社は、昭和 38 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は連絡先不明である上、複数の同僚が同社で総務及び経理を担当していたと記憶する者二人に照会したが、同人たちは、「申立期間当時の保険料控除等の状況は分からない。」と陳述しており、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

さらに、複数の同僚が、「A 社は、B 社、E 社、F 社及び G 社の 4 社の H 部門が集まって設立された。」と陳述しているところ、A 社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 38 年 3 月 11 日に同社で資格を取得している者全 36 人のうち、それ以前に B 社、E 社、F 社又は G 社での加入記録がある 11 人（申立人を含む。）には、いずれも同年 3 月 11 日以前の加入記録に 3 か月あるいは 4 か月の空白期間が見られる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年8月から32年1月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社にB業務従事者として勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当時にA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間より後の昭和32年8月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、前述の同僚を含む複数の元従業員は、「A社は、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではなく、昭和32年8月に適用事業所となる前は、給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。」旨陳述している。

さらに、A社は、昭和37年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の代表取締役は所在不明のため、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 1 月 1 日から同年 7 月 1 日まで

ねんきん定期便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、それまでの24万円から9万2,000円に下がっていることが分かった。平成7年1月の災害により、同社が入っていたB市のビルはその数日後に倒壊したが、申立期間も自宅で仕事を続けており、給料もそれ以前と変わらず24万円を受給していたので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は、平成7年1月に24万円から最低等級である9万2,000円に改定され、その後、同年7月に9万2,000円から元の24万円に改定されているところ、申立人は、申立期間の給料もそれ以前と変わらず24万円であったと申し立てている。

しかし、平成7年3月1日に施行された法律において、i) 被災した厚生年金保険の適用事業所の被保険者について、同年1月から同年12月までのいずれかの月に受けた報酬の額が著しく低下したときは、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく低下した月から標準報酬月額を改定することができる、ii) 被災した適用事業所において、被保険者に対する報酬の支払に著しい支障が生じているときは、事業主からの申請に基づき、保険料納付を免除することができる旨規定されているところ、申立期間当時にA社の顧問であったとする社会保険労務士は、「災害のため、申立期間に従業員に対して給料を支払えなかったとする事業主からの依頼を受けて、当該法に基づき、厚生年金保険料納付の免除を社会保険事務所（当時）に申請した。」と陳述しており、当該社会保険労務士保管の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び厚生年金保険料免除申請書を見ても、事業主及び申立人を含む同社の被保険

者全3人について、事業主が同年1月の報酬月額を0円と社会保険事務所に届け（この場合、制度上、標準報酬月額は当時の最低等級である9万2,000円となる。）、申立期間の厚生年金保険料納付の免除を申請していることが確認できる。

また、A社は平成18年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主及び前述の社会保険労務士は、いずれも賃金台帳等の関連資料を保管していないとしているため、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除額等について確認することができない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 1 月 26 日から 4 年 8 月 18 日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A社で正社員として勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が企業年金に関する契約を締結していたB社及びC社からの加入期間等に係る回答並びに同僚の陳述等から、申立人が申立期間にA社で勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、平成 21 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社に係る商業登記の記録で確認できる管財人は、「A社の出勤簿において、申立人の氏名は確認できない。しかし、申立人が勤務していたとする店舗に申立人の氏名と同じ読み方が可能な従業員が確認できた。当該元従業員は、平成 2 年 1 月 26 日に入社し、4 年 8 月 17 日まで勤務していた。また、当該元従業員の給与から厚生年金保険料は控除していない。」と陳述しているところ、管財人提出の同社に係る出勤簿及び給与明細書を見ると、管財人の陳述と同一の内容が確認できる。

また、申立人は、「A社では、自身の名前にDという漢字を用いていた。」と陳述している上、申立人と同じ店舗に勤務していたとする同僚は、「私が勤務していた店舗に申立人と同じ読み方をする氏名の従業員は一人しかいなかった。」と陳述していることから、前述の出勤簿及び給与明細書の記録は申立人のものと推認される。

さらに、申立期間当時の事業主及び申立人が勤務していたとする店舗の責任者は既に死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間における保険料

控除等の状況を確認することができない。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間に国民年金に加入しており、申立期間のうち平成2年3月以前の期間及び同年12月以後の期間については、申請により国民年金保険料の納付が免除されている。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年6月21日から25年6月1日まで
② 昭和26年1月31日から同年7月2日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間①については、それまで勤務していたA社が昭和24年6月頃に解散となり、同時期にB社を設立し、同社に勤務したのに、加入記録は25年6月1日からとなっている。申立期間②については、B社が資金繰りに行き詰まったため、26年1月頃に同社からC社（現在は、D社）に移って勤務したのに、加入記録は同年7月2日からとなっている。

申立期間も継続してB社又はC社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の同僚の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当てもB社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人の同社における資格取得日と同日の昭和25年6月1日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、B社は、昭和26年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は連絡先不明のため、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

さらに、申立人と同様に、B社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和25年6月1日に被保険者資格を取得している前述の同僚は、「私も、B社が適

用事業所となる前から同社に勤務していたが、適用事業所となる前の期間に私の給与から保険料が控除されていたかどうかは分からない。」と陳述している。

申立期間②については、申立人は、申立期間もC社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人の同社における資格取得日と同日の昭和26年7月2日であり、申立期間は適用事業所ではない。

また、D社は、「申立期間当時の関連資料が残っていないので、申立人の申立期間における勤務及び保険料控除については不明であるが、申立期間は、C社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であるので、保険料を控除したとは考え難い。」としている。

さらに、申立期間当時の事業主は連絡先不明であるほか、申立人は同僚の氏名を記憶しておらず、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が同社で被保険者であった期間に加入記録の有る元従業員19人のうち連絡先の判明した1人に照会したが、同人は申立人を記憶していないため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月頃から同年 11 月頃まで

私は、A社に勤務していた同僚からの紹介で、昭和 39 年 7 月頃に同社に就職し、社員として同年 11 月頃まで勤務した。

しかしながら、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社での厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得たが、同社で勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てているところ、申立人が名前を記憶していた同僚からは、「申立人は、当時、パート従業員として勤務し、勤務期間は短期間であったことは覚えているが入退社日までは記憶していない。」旨の陳述が得られたことから、勤務期間は特定できないものの、申立人は当時、同社に勤務していたものと考えられる。

しかし、A社は、昭和 50 年 4 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元事業主は、「当時の資料を保存していないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明であるが、申立期間当時は、従業員の入退社が頻繁で、パート従業員については厚生年金保険に加入させていなかった。」旨回答している。

また、申立人が当時の同僚として名前を挙げた上記の者からも、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除についての具体的な陳述は得られず、確認することができなかった。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間

当時の健康保険整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらないほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 9935 (事案 4725 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 1 日から 34 年 11 月 1 日まで

私は、申立期間において、A社（現在は、B社）にC業務従事者として勤務していた。

当時、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できないとして、年記録確認第三者委員会に申し立てたが、認められない旨の通知を受けた。

上記通知を受け取った後、昭和 32 年 3 月頃に私を厚生年金保険に加入させると上司から言われたことを思い出したので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、雇用保険の記録及び同僚の陳述から、申立人のA社での勤務実態は確認することができるものの、B社提出の従業員カードによると、申立人の資格取得日は昭和 34 年 11 月 1 日と記入されている上、申立期間の保険料控除をうかがわせる事情等は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 11 月 13 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「上司から昭和 32 年 3 月頃には、私を厚生年金保険に加入させると言われたことを思い出した。」ことを理由に再申立てを行っていることから、改めて、B社に対し、申立人の申立期間における保険料控除について事情照会を行ったものの、初回申立て時における回答と同じく「従業員の厚生年金保険の適用状況を記録している当時の『従業員カード』では、申立人の資格取得日は、オンライン記録と同じ昭和 34 年 11 月 1 日と記録されていることから、申立期間は厚生年金保険料を控除していなかったと考えられる。」と

回答している。

また、申立期間前後にB社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の同僚の資格取得日を調査したところ、いずれも雇用保険の資格取得日とは一致しておらず、雇用保険の資格取得後、約1年6か月から6年経過した後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから判断すると、同社では、雇用保険と厚生年金保険を一体として加入させるという取扱いは行っておらず、入社してから一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

さらに、申立人は、当時の上司として二人の氏名を挙げているものの、二人の所在は不明であるため事情照会をすることができないほか、オンライン記録において、改めて申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人からその根拠となる新たな資料等の提出は得られず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月 21 日から 46 年 6 月 21 日まで

私は、A社に昭和 45 年 9 月 14 日から平成 10 年 11 月 21 日まで、途中で退職することなく継続して勤務していた。

しかし、年金事務所の記録では、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に継続して在籍していたと申し立てているところ、雇用保険の記録及び申立人を記憶している複数の同僚の陳述から、申立人は申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社保管の申立人に係る「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」を見ると、申立人は、昭和 45 年 9 月 14 日に資格を取得した後、46 年 6 月 21 日に資格を再取得していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

また、A社は、「申立人の保険料控除については、年金事務所の記録どおりのはずである。」と回答している。

さらに、A社は、「当社保管の採用決裁簿（正社員の採用年月日等が記載された記録）によると、申立人は、昭和 46 年 10 月 21 日に正社員に昇格している。当時、試用期間は 4 か月間あったことから、申立人は正社員に昇格後に、同年 6 月 21 日に遡って厚生年金保険資格の取得手続を行ったものと考えられる。また、当該採用決裁簿によると、申立人は、正社員に昇格した時に、健康保険及び厚生年金保険の取得手続を行ったことを示す印は確認できるものの、雇用保険の取得手続を行ったことを示す印が無いことなどから、申立期間は、

雇用保険のみに加入している臨時社員の従業員であったと考えられる。」と陳述している。

加えて、申立期間当時、A社において給与計算事務を担当していた者は、「申立人は、正社員ではなく臨時社員として入社し、一定期間経過してから正社員に昇格した。また、当時、臨時社員の従業員は厚生年金保険には加入させていなかった。」と陳述している

また、申立期間当時の給与明細書を所持している同僚は、「私は、臨時社員として入社したが、入社後、正社員となり厚生年金保険に加入するまでの間は、保険料を控除されておらず、雇用保険料のみが控除されていた。また、私は申立人を記憶しているが、申立人も臨時社員として入社し、私と同様の取扱いであったと思う。」旨を陳述している。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月 25 日から 50 年 12 月 10 日まで

私は、昭和 47 年頃、A社に入社し、59 年 1 月に退職するまで、同社が経営するB社において、C業務等を担当していた。

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間が空白期間とされていた。

申立期間中もB社において継続して勤務しており、当時、政府管掌の健康保険被保険者証を使った記憶があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

なお、申立期間は、国民年金保険料の納付済期間と記録されているが、当該期間の保険料は、後になって特例納付したものであり、当時、現年度納付した記憶はない。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、A社が経営するB社において、申立期間も正社員として継続して勤務していたことが推認される。

しかしながら、当時、B社には、申立人以外に3人の従業員が勤務していたとされているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、「入社時に社会保険に加入することを希望した。」と陳述する二人の同僚については被保険者記録が確認できるものの、申立人と同職種であった同僚は、入社から3年以上経過した昭和51年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、当該同職種であった同僚は、「自身の加入記録に間違いはなく、入社以降、社会保険に加入するまでは国民健康保険に加入していたと思う。」と陳述していることなどから、申立期間において、A社では、必ずしも従業員を、

勤務していた全ての期間について厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A社における当時の社会保険事務担当者は、「申立人及び申立人と同職種の上記同僚が社会保険に加入した時期については、記憶していない。」旨陳述している上、同社は、「当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の厚生年金保険料控除等の事情については不明。」と回答しており、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

なお、国民年金特殊台帳を見ると、申立人は、昭和42年10月1日に国民年金の強制加入被保険者として資格を取得し、申立期間の国民年金保険料については、5か月分を除き現年度納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年4月10日から同年5月10日まで
② 昭和27年6月20日から同年11月8日まで

私は、昭和27年4月10日付けでA社（現在は、B社）に入社し、34年2月に退職するまで継続して勤務した。

しかし、年金事務所の記録によると、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和27年4月10日付けでA社に入社し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、B社の現在の事業主は、「申立期間当時の資料は保存しておらず、申立人の入社日、勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している。

また、申立人がA社における同僚として名前を挙げた者を含め、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時の同僚を抽出し、連絡先の判明した21名に文書照会を行い18名から回答を得たものの、申立人の入社日及び保険料控除について具体的な陳述は得られず、確認することはできなかった。

さらに、上記被保険者名簿には、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらないほか、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人はA社に昭和34年2月まで継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、B社の現在の事業主は、「申立期間当時の資料は保存しておらず、申立人の退職日、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」旨回答している。

また、上記被保険者名簿から申立期間当時の同僚を抽出し、連絡先の判明した24名に文書照会を行い21名から回答を得たが、申立人を記憶している複数の同僚は、「申立人とは一緒に勤務していたのは覚えているが、申立人の勤務実態及び在職期間は不明である。」旨陳述しており、他の1名も、「申立人と一緒にC業務を担当していたが、私が検査の担当となったのは昭和30年頃からであり、それより以前の期間における申立人の勤務実態については不明。」と陳述している。

さらに、申立人が、当時、一緒に勤務していた同僚のうち、一番親しかつたとする者に対して、複数回にわたり文書照会したものの、回答は得られなかったことなどから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について、確認することはできなかった。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらなかった。

このほか、申立人が申立期間②において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年12月1日から31年2月28日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間における標準報酬月額(1万円)は、実際の給与支給額(5万円)と比べて低くなっている。
申立期間の給与明細書は所持していないが、申立期間について給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社で勤務した期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低額となっていると申し立てている。

しかしながら、A社に係る事業所別健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間当時、申立人と同じ職種であったとされる複数の同僚の標準報酬月額は、申立人とほぼ同額となっている。

また、申立人と同様に、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和30年12月1日に被保険者資格を取得している他の同僚全員(申立人を含め6人)の標準報酬月額をみても、全員が1万円以下となっており、申立人のみが他の同僚と異なり低額の標準報酬月額となっている事情は見当たらない。

さらに、所在の判明した同僚に事情照会したものの、回答が得られず、保険料控除の状況を明らかとすることはできなかつた上、上記被保険者名簿を見ても、標準報酬月額が遡及して訂正された事跡は無く、記録に不自然な点も見当たらない。

加えて、申立人は申立期間当時の給与明細書等の資料を保存していない上、A社は昭和56年10月に解散しており、当時の代表理事等の所在も不明であるため事情照会ができない。

このほか、申立人主張の給与支給額を基に事業主が給与から厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、平成 4 年 4 月 1 日から正社員として勤務したので、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人が、平成 4 年 4 月 2 日から同年 11 月 18 日までA社で勤務していたことが確認できる。

しかし、A社の元事業主は、申立期間当時、2週間程度の様子見期間を設けていたとしているところ、同社で給与計算及び社会保険関係の届出業務を全て担当していたとする元事務担当者は、「定まった試用期間は無かったが、社長の判断で厚生年金保険には入社後すぐに加入させなかった。加入させる時期は従業員により異なった。社長は、『どうせ2か月ないし3か月ですぐに辞めるから厚生年金保険に加入させなくてよい。会社が保険料を半分負担しなければいけないからもったいない。』と言っていた。」旨陳述している。

また、A社の元従業員について、雇用保険と厚生年金保険のそれぞれの被保険者資格の取得日を比較したところ、複数の元従業員が、雇用保険の資格取得後一定期間（3日から20か月まで）が経過してから厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

さらに、上記の元事務担当者は「厚生年金保険に加入するまでの期間は、給与から厚生年金保険料を控除することはなかった。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 4 月 1 日から同年 4 月 13 日まで
② 平成 16 年 4 月 28 日から同年 5 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には平成 16 年 4 月 1 日に入社したが、入社後に給与改定を提示されたので同年 4 月内に退職した。同社が同年 4 月末までの厚生年金保険料と退職金を支払うことで合意し退職したが、ねんきん定期便では同年 4 月末までの加入記録とはされていない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにA社から提出された解雇通知書及び雇用保険被保険者離職証明書から、申立人が、平成 16 年 4 月 13 日から同年 4 月 27 日まで同社で勤務していたことが確認できる。

また、A社が保管する申立人に係る給与支給明細書及び給与支給・控除リストから、申立人が平成 16 年 4 月の厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

しかし、A社から提出された上記の解雇通知書及び申立人作成の「別紙回答書」等の資料から、同社は、申立人の求めに応じて解雇年月日を平成 16 年 4 月 27 日とするとともに、未払となっていた給与を支給する際に 1 か月分（平成 16 年 4 月）の厚生年金保険料を控除したことが確認できる。

また、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、同社は、申立人の資格喪失日を、厚生年金保険法第 14 条の規定に基づき、上記解雇年月日の翌日である平成 16 年 4 月 28 日として社会保険事務所

に届け出たことが確認できる。

なお、厚生年金保険法第 19 条第 2 項では、「被保険者の資格を取得した月にその資格を喪失したときは、その月を一箇月として被保険者期間に算入する。」とされている。また、同法第 81 条第 2 項では、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。これらのことから、申立人が A 社における被保険者資格を喪失した月である平成 16 年 4 月の厚生年金保険料が控除されていたことをもって、申立人の同社における資格取得日を同年 4 月 1 日、資格喪失日を同年 5 月 1 日とすることはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、厚生年金保険被保険者であったものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月28日から13年1月1日までの期間のうちの約2年間

私は、平成3年2月28日から13年1月1日までの期間のうちの約2年間、A社に勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録では、同社における厚生年金保険の加入記録が無い。

納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の回答及び同社提出の申立人に係る履歴書の作成日から、申立人は、平成4年8月から5年8月までの期間のうちの6か月間ないし12か月間、同社に勤務していたことが推定できる。

しかし、A社は、「申立期間当時、新規採用した従業員が厚生年金保険に加入することを希望しない場合、加入させていなかった。申立人については、同様の理由かどうかは不明であるが、厚生年金保険に加入させていなかったことを記憶しており、保険料も控除していない。」旨回答している。

また、申立人が記憶する同僚二人は、「A社が厚生年金保険の適用事業所になったと同時に加入したが、保険料が重荷になったために事業主に頼んですぐに脱退し、その後、私の希望により再加入した。」「入社して約半年後に、私の希望により厚生年金保険に加入した。」とそれぞれ陳述している。

さらに、申立人は、「A社に在職していたときの従業員数は、13人程度であった。」と陳述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が勤務していたと推定できる期間及びその前後の期間における被保険者数は6人ないし7人で推移している。

これらのことから、A社は、申立期間当時、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

加えて、上記被保険者名簿には、申立期間における健康保険整理番号に欠番が無く、同名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる資料及び周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 11 月 1 日から 46 年 3 月 1 日まで
② 昭和 46 年 4 月 18 日から同年 12 月頃まで

私は、昭和 45 年 11 月 1 日から 46 年 12 月頃まで、A社で継続して勤務した。

しかし、昭和 45 年 11 月 1 日から 46 年 3 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の加入記録が無い。忘年会があったことを記憶しており、勤務していたことに間違いはないので、被保険者期間として認めてほしい(申立期間①)。

また、昭和 46 年 4 月 18 日から同年 12 月頃までの期間についても、厚生年金保険の加入記録が無い。C業務に従事しており、夏場に勤務していたことに間違いはないので、被保険者期間として認めてほしい(申立期間②)。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間のうち、昭和 45 年 11 月 2 日以降においてA社に勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、申立期間中の昭和 45 年 12 月 1 日にB厚生年金基金に加入しているところ、同基金の加入記録から、申立人が加入員資格を取得した日は、同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日と同日の 46 年 3 月 1 日であることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に被保険者資格を有し、連絡先が判明した 19 人に文書照会を行ったところ、13 人から回答があり、このうち同社から健康保険被保険者証を受け取った時期を記憶しているとする 9 人のうち、3 人は、入社から 3 か月ないし 5 か月程度経過後に受け取ったとしており、同社は、申立期間当時、必ずしも入社と同時に従業員

を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

申立期間②について、申立人は、昭和46年4月18日から同年12月頃までの期間もA社で勤務していたと申し立てている。

しかし、A社が加入していたB厚生年金基金の加入記録から、申立人の加入員資格の喪失日は、厚生年金保険被保険者資格の喪失日と同日の昭和46年4月18日であることが確認できる。

また、雇用保険の加入記録によると、A社における申立人の離職日は昭和46年4月18日となっており、厚生年金保険被保険者資格の喪失日（離職日の翌日）とおおむね整合していることが確認できる。

なお、申立人は、「C業務に従事し夏場に在籍していた。」と主張しているところ、複数の同僚が、「C業務は、通年で行っていた。」と陳述している。

申立期間①及び②について、A社は既に適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主及び事務担当者も死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①及び②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月頃から 44 年 2 月頃まで
② 昭和 44 年 3 月頃から 45 年 7 月頃まで

A社で勤務していた同僚と一緒に、昭和 43 年 3 月頃にB社に転職し、44 年 2 月頃まで勤務したが、当該期間について厚生年金保険の加入記録が無い（申立期間①）。

また、昭和 44 年 3 月頃にA社に再入社し、45 年 7 月頃まで勤務したが、当該期間についても厚生年金保険の加入記録が無い（申立期間②）。

納得できないので、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、複数の同僚の陳述から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間にB社で勤務していたことが推定できる。

しかし、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 44 年 8 月 1 日であり、申立期間は適用事業所とはなっていない。

また、申立人及び同僚の陳述から判断して、申立人と同時期にA社からB社に転職したと考えられる同僚 4 人は、いずれもA社における厚生年金保険被保険者の資格を昭和 43 年 2 月又は同年 3 月に喪失した後、44 年 8 月 1 日に、B社において資格を取得していることが確認でき、このうち一人は、「B社には、申立人と一緒に昭和 43 年 3 月に入社した。入社当時、同社は社会保険に加入しておらず、同社が適用事業所になるまでの期間は保険料も控除されていなかったと思う。」旨陳述している。

さらに、B社は既に適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は、「当時の関係資料は保管していない。」旨回答していることから、申立人の

申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況について確認することができない。

申立期間②について、申立人は、昭和44年3月頃にA社に再入社し、45年7月頃まで勤務したと申し立てている。

しかし、A社は、「賃金台帳を保管していないので、申立人の申立期間における在籍及び保険料控除の状況について確認することはできない。また、申立期間において、社会保険事務所（当時）に提出した厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び被保険者資格喪失確認通知書には、申立人の氏名は見当たらない。」旨回答している。

また、A社が保管する申立期間中の昭和44年8月26日に社会保険事務所で受け付けられた被保険者報酬月額算定基礎確認通知書及び同社作成の申立期間当時の厚生年金保険被保険者一覧を照合したところ、被保険者は全員一致しており、申立人の氏名を確認することはできなかった。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に資格を有する複数の同僚に照会を行ったが、申立人の申立期間における勤務実態についての陳述を得ることはできなかった。

加えて、上記被保険者名簿には、申立期間における健康保険整理番号に欠番が無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人が申立期間①及び②において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 12 月 24 日から 48 年 1 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

A社を昭和 47 年 12 月 23 日頃に退職したが、私の保管する 44 年 3 月分(入社月)から 47 年 12 月分(退職月)までの給与支給明細書を見ると、厚生年金保険料が申立期間も含め 46 回控除されているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったA社の昭和 44 年 3 月分から 47 年 12 月分までの給与明細書(写し)及び「保険料は当月控除であった。」とする元役員の陳述から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが推認できる。

しかし、雇用保険の記録を見ると、申立人のA社における離職日は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した前日の昭和 47 年 12 月 23 日であることが確認できる上、同社から提出のあった申立人の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書(控)の資格喪失日は同年 12 月 24 日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、上述の元役員は、「当社にあった失業保険被保険者資格喪失確認通知書(控)及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書(控)によると、申立人は、昭和 47 年 12 月 23 日に退職したのは間違いなく」と回答している上、申立人も「私は結婚のため、A社を昭和 47 年 12 月 23 日頃に退職したのは間違いなく、有給休暇の消化も行っていない。」と陳述している。

さらに、厚生年金保険法第 19 条には、「被保険者期間を計算する場合には、

月によるものとし、被保険者資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」と規定されており、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の被保険者資格の喪失日は、昭和 47 年 12 月 24 日であり、申立人が申し立てている同年 12 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

なお、上述の元役員は、昭和 47 年 12 月分の保険料控除について、「申立人の給与から控除すべきでないところ、誤って控除されたと思われる。」と陳述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月 1 日から 52 年 4 月 30 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に確認したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。高校在学中にE組織の奨学生として勤務したA社B支店では、厚生年金保険被保険者記録があるのに、同じ事業主が経営していたC社D支店で勤務していた申立期間の加入記録が無い。

C社D支店では、初めの1年間は従業員として、その後の2年間は専門学校へ通学しながら同じE組織の奨学生として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のC社D支店における在職については、E組織提出の労政奨学生名簿及び申立人提出のE組織発行の身分証明書、修了証書並びにF学校発行の身分証明書から、申立期間のうち、少なくともE組織の奨学生であった昭和50年4月1日から52年3月末までは勤務していたものと認められる上、その前後の期間についても、同僚の陳述から判断すると、申立事業所に勤務していたことが推認される。

しかしながら、申立人及び複数の同僚から奨学生で同質業務を担当していた同僚として名前が挙がった4人のうち2人は、C社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に氏名は見当たらないことなどから、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

また、奨学生以外の従業員についても、採用後、5年以上経過してから厚生年金保険に加入させているなど、申立事業所における社会保険の取扱いは区々

となっている。

さらに、申立期間当時の事業主は既に亡くなっていることから、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認することができない。

加えて、C社D支店に係る前述の被保険者原票から申立期間当時に記録のある13人を抽出し、所在の判明した9人に照会し、6人から回答があったものの、申立人の申立期間における保険料控除をうかがわせる陳述を得ることはできなかった。

また、C社D支店に係る前述の被保険者原票の健康保険整理番号に欠番は無く、同被保険者原票の記録に不自然な点も見当たらない。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月 1 日から 57 年 6 月 1 日まで

「ねんきん定期便」で厚生年金保険の記録を確認したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際に支給を受けていた給与額に見合う標準報酬月額と相違している。私は、B職で月給制だったので、申立期間の標準報酬月額が増額することはあっても減額することはなかったにもかかわらず、昭和 52 年 10 月の定時決定では 7 等級 8 万円弱も下がり、その後も標準報酬月額の増額と減額が繰り返し行われているのは不自然である。給与明細など当時の資料は無いが、申立期間の標準報酬月額を正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における申立期間の標準報酬月額について、昭和 52 年 10 月の定時決定において 8 万円弱の減額となっており、その後、標準報酬月額の増額と減額が繰り返し行われているのは不自然であると申し立てしているところ、給与明細書等を保管しておらず、同社は平成 14 年に既に適用事業所ではなくなるとともに解散している上、申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者はいずれも既に死亡又は所在不明であることから、申立人の申立期間における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について事情照会を行うことができない。

また、A社の解散時の事業主は、「当社の給与体系は職種によって違っており、B職は月給制、C職は出来高制であった。申立期間当時の資料などが現存しておらず、申立人に対する給与支給額及び保険料控除については不明である。」と回答しており、申立人に係る厚生年金保険料控除等について具体的な陳述を得ることができなかった。

さらに、A社に係る事業所別健康保険厚生年金保険被保険者名簿の被保険者増減表から、申立期間の始期（昭和52年10月）に定時決定の届出がされている同僚全員（48人）の標準報酬月額を調査したところ、過半数の者が申立人と同様に、当該定時決定において減額されていることが確認できる。

加えて、A社に係る上記被保険者名簿から、申立期間当時に被保険者記録が有る同僚を抽出し、所在の判明した22人に文書照会し、20人から回答を得たところ、事実と反して標準報酬月額が低く届け出られているとする回答は無い上、申立人が申立期間当時に社会保険事務を担当していたとする同僚の標準報酬月額も、申立人と同様に、増額と減額が繰り返されていることが確認できる。

また、上記同僚照会において回答の得られた同僚のうち、給与明細書を保管していた同僚二人の標準報酬月額を検証したところ、給与から控除されていた厚生年金保険料に基づく標準報酬月額は、各人のオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、同僚二人が所持している源泉徴収票から標準報酬月額を検証したところ、当該源泉徴収票に記載の社会保険料等控除額は、各人のオンライン記録とほぼ一致している。

加えて、上記被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人及び同僚の標準報酬月額の記録が遡って訂正された等の形跡や不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人主張の給与支給額に基づき、事業主が給与から厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 9 月 29 日から 21 年 1 月 18 日まで
社会保険事務所 (当時) に夫の厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。夫は昭和 18 年頃から 21 年 1 月 17 日までは同社 B 工場 (後に C 社として分社独立。現在は、D 社) で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が申立期間についても C 社に継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、D 社は、「当時の資料は無く、申立人の勤務実態及び保険料控除については不明である。」と陳述しており、申立期間における申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、C 社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿から被保険者記録の有る同僚 163 人を抽出調査したが、その多くは既に亡くなっているか又は所在不明であり、回答を得られた 15 人は、いずれも申立人のことは記憶にないとしており、申立人に係る勤務実態及び保険料控除について陳述を得ることができなかった。

さらに、回答を得られた上記同僚 15 人のうち 10 人は、いずれも「終戦時に従業員全員が一旦、解雇されたと記憶している。」旨陳述していることから、申立人についても C 社において資格を喪失した昭和 20 年 9 月 29 日付けで一旦、解雇されたものと考えられる。

一方、申立人の親族は、「申立人は、終戦後の申立期間において、C社からA社の本社に異動したのかもしれない。」とも陳述していることから、A社本社工場に係る「健康保険及厚生年金保険被保険者人名簿」も調査したが、申立人の申立期間における被保険者記録は見当たらない。

また、A社及び同社の社会保険事務を担当するE社は、「A社B工場は、昭和19年2月にC社として分社独立させているが、申立期間当時、出向等の制度は無く、A社とC社は別会社であった。よって、同社における従業員の取扱いについては不明であるが、A社においては、終戦に伴い、従業員全員を一旦解雇していることから、申立人についても終戦時にC社を一旦解雇され、21年1月18日にA社F工場（後に、G社として分社独立。現在は、H社）に再雇用されたと推測できる。」旨陳述しており、A社からも申立期間に係る申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができなかった。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 7 月 16 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 52 年 4 月 26 日から同年 5 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。

また、厚生年金保険料は、被保険者になった月から被保険者でなくなった月の前月までの各月について徴収される旨の回答があったが、申立期間①について、A社では、昭和 51 年 7 月 16 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、申立期間②について、B組織では 52 年 4 月 26 日に資格を喪失しているにもかかわらず、給与明細書を見ると、いずれの事業所でも、退職月の給与から厚生年金保険料が控除されているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社提出の申立人の署名押印のある「退職届」から、申立人は、同社を昭和 51 年 7 月 15 日に退職する旨の退職届を、同年 7 月 12 日付けで作成し、同日に同社に受理されたことが確認できる。

また、雇用保険加入記録から確認できるA社における申立人の雇用保険の離職日は昭和 51 年 7 月 15 日であり、厚生年金保険被保険者資格の喪失日と整合（厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、雇用保険の離職日の翌日）していることが確認できる。

さらに、A社提出の「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」から、同社は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日をオンライン記録どおりの昭和 51 年 7 月 16 日とする届出を行ったことが確認できる上、同社が加入するD厚生年金基金提出の「厚生年金基金加入員資格喪失届」及びC

健康保険組合提出の健康保険加入者名簿から確認できる被保険者資格の喪失日も、厚生年金保険被保険者資格の喪失日と同日の同年7月16日であることが確認できる。

加えて、厚生年金保険法第19条第1項において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」と規定されており、同法第14条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、A社での申立人の被保険者資格の喪失日は、昭和51年7月16日であり、申立人の主張する同年7月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

なお、A社は、「当社は、厚生年金保険料を翌月控除方式により給与から控除しており、申立人が所持する当社発行の昭和51年7月分の給与明細書において確認できる保険料は、同年6月分であり、同年7月の保険料は控除していない。」旨回答している。

申立期間②について、申立人が提出したB組織発行の昭和52年5月分の給与明細書において厚生年金保険料が控除されていることが確認でき、同組織の総務担当者は、「当事業所は、厚生年金保険料を翌月控除方式により給与から控除しており、申立人の昭和52年5月分の給与から同年4月の厚生年金保険料を誤って控除した可能性もある。」旨陳述している。

しかし、雇用保険加入記録から確認できるB組織における申立人の雇用保険の離職日は昭和52年4月25日であり、厚生年金保険被保険者資格の喪失日と整合（厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、雇用保険の離職日の翌日）していることが確認できる。

また、B組織提出の健康保険厚生年金保険被保険者一覧表において確認できる申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、オンライン記録と同日の昭和52年4月26日となっている上、申立期間に同組織での被保険者資格を取得したことが、同組織に係るオンライン記録から確認できる同僚は、「申立人のことは覚えていない。」旨陳述しており、申立人の申立期間における在籍について確認できない。

さらに、前述の厚生年金保険法第19条第1項及び同法第14条の規定から、B組織での申立人の被保険者資格の喪失日は、昭和52年4月26日であり、申立人の主張する同年4月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 12 月 29 日から 60 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 54 年 6 月に実兄が経営する A 社に入社し、同社が倒産する 61 年 12 月 31 日まで継続して勤務していた。

しかし、年金事務所の記録では、私が A 社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含めて A 社に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てているが、申立人の雇用保険受給資格者証から、昭和 55 年 12 月 31 日に A 社を離職後、申立期間中の 56 年 1 月 20 日に公共職業安定所長に対する求職の申込みが行われ、待期期間及び給付制限期間経過後に失業等給付が行われたことが確認できる。

一方、A 社の事業主が提出した申立人が写っている社員旅行の写真等及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できる複数の同僚の陳述内容から判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 10 月下旬頃から 60 年 6 月 1 日までの期間において同社に在籍していたことが推認できるものの、事業主は、「当社での申立人の厚生年金保険被保険者期間は、申立人が当社に正社員として在籍した期間と一致している。申立人は、一度当社を退職しており、当社に再入社した当初は、正社員ではなかったため、厚生年金保険の加入手続は行っていなかった。再度、厚生年金保険に加入させるまでの期間に係る厚生年金保険料を給与から控除することは有り得ない。」旨陳述している。

また、B 市は、「当市での申立人の国民健康保険被保険者資格の取得日は昭

和 55 年 12 月 28 日、同喪失日は 60 年 6 月 2 日である。」旨回答している。

さらに、A 社に係る前述の被保険者名簿の被保険者増減表から、社会保険事務所（当時）における申立人に係る資格喪失届の受付年月日が昭和 56 年 1 月 12 日であることが確認できる上、同名簿には、申立人の 55 年 12 月 29 日の資格の喪失に伴い健康保険被保険者証が社会保険事務所に返納されたことを示す「証返」の表示が確認できるほか、申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無く連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然さはみられない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったものの、申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 7 月から同年 9 月 14 日まで
② 昭和 41 年 10 月 31 日から 42 年 3 月まで

私は、昭和 41 年 7 月から 42 年 3 月まで A 社に勤務していたが、年金事務所の記録では、同社での厚生年金保険加入期間は、41 年 9 月 14 日から同年 10 月 31 日までとなっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が確認できる複数の同僚に照会したものの、申立人の勤務実態に関する陳述を得ることはできなかった。

また、A 社は、既に解散しており、申立期間当時の事業主及び事務責任者とされる同僚は、いずれも既に死亡しているため、同社及びこれらの者から、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

さらに、A 社に係る前述の被保険者名簿には、申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然さは見られない。

申立期間②について、A 社に係る前述の被保険者名簿に氏名が確認できる同僚の陳述から、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A 社は、既に解散しており、申立期間当時の事業主及び事務責任者とされる同僚は、いずれも既に死亡しているため、同社及びこれらの者から、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等につ

いて確認できない。

また、A社は、昭和42年1月31日に適用事業所ではなくなっており、同社は、申立期間のうち同日以降において適用事業所とはなっていない。

さらに、申立期間当時のA社の経営状況について、同社に係る前述の被保険者名簿に氏名が確認できる複数の同僚から、「A社の経営状況は悪かった。」旨陳述が得られた。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年5月1日から同年6月1日まで
② 平成2年7月1日から3年9月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社及びB社で正社員として勤務した申立期間①及び②の加入記録が無いとの回答を受けた。A社には平成元年5月1日から同年5月末まで勤務し、B社には2年7月1日から3年8月末まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社、同社の元取締役及び同僚の陳述から、申立人が同社で勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、「申立期間当時の資料は残っていないが、申立人は、厚生年金保険の加入手続の準備をしていた途中で退職を申し出たため、加入させなかった。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人は、申立期間にB社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社は、平成14年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の親会社であるC社(申立人が申立期間の直後に勤務した事業所)は、「B社は、平成14年4月に事業を閉鎖しており、申立期間当時の人事記録等は既に廃棄されていると思われる。また、当社保管の申立人に係る労働者名簿の職歴欄には申立人が同社で勤務した旨の記載は無いほか、当時の人事担当者は申立人が同社で勤務していた記憶はないとしている。」と陳述しているため、

同社等から、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

さらに、申立人は、同僚の氏名を記憶していない上、申立期間にB社で被保険者記録が有る元従業員 16 人に照会したところ、回答があった 6 人は、いずれも「申立人を知らない。」と陳述しているため、元従業員からも、申立人の勤務実態を確認できない。

このほか、申立人の申立期間②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月 1 日から 54 年 2 月 21 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 53 年 2 月から 54 年 2 月まで正社員として勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、事業主及び複数の同僚の陳述から、申立人が申立期間にA社で勤務していたことが認められる。

しかし、同僚の一人は、「申立期間当時、A社では、従業員本人の希望により、厚生年金保険に加入する者と、給与手取額が減るので加入しないという者がいた。」旨陳述している。

また、申立人は、A社で勤務した期間のうち、申立期間の直前の昭和 53 年 2 月 10 日から同年 6 月 1 日までの期間に同社とは別のB組織で被保険者記録が有ることがオンライン記録により確認できるところ、申立人と同一の期間に同組織で被保険者記録が有る被保険者 7 人のうちA社の陳述により同社の従業員であったことが確認できる 4 人は、いずれも同社において被保険者としての記録は無い。

これらのことから、申立期間当時、A社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、A社は、申立期間当時の賃金台帳等の資料を保管していないため、同社から、申立人の保険料控除の状況を確認できない。

加えて、B組織で被保険者記録が有る上記のA社の元従業員 4 人は所在不明

等（1人は病気のため回答不能）であるため、これらの者から、申立期間における保険料控除の状況を確認できない上、申立人及び当該元従業員4人のうちの1人は、申立期間に国民年金保険料を現年度納付していることがオンライン記録により確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

なお、A社及びB組織を管轄するC組織は、いずれも、「申立人が申立期間にB組織で被保険者記録が有る理由については、当時の資料が無く不明である。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 9954

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月から 63 年 3 月まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 61 年 10 月から 63 年 3 月まで、C業務従事者として勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人提出の預金通帳から、申立人が申立期間にA社で勤務していたことが確認できる。

しかし、申立期間当時の社会保険事務担当者は、「当時、A社では、希望者のみを厚生年金保険に加入させており、厚生年金保険に加入していない従業員から保険料を控除するようなことはなかった。」と陳述している。

また、申立期間当時の経理担当者も、「申立期間当時、A社では、厚生年金保険に加入していないC業務従事者がいた。」と陳述しているところ、申立人が記憶する同職種の同僚 12 人のうち 4 人は、A社において被保険者としての記録は無いほか、このうちの 1 人は、申立期間に国民年金保険料を納付していることがオンライン記録により確認できる。

さらに、A社は、平成 11 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主に照会を行ったものの、回答が得られなかったため、同社等から、申立人の保険料控除の状況を確認できない。

加えて、申立人は、申立期間を含む昭和 59 年 3 月 10 日から 63 年 4 月 6 日までの期間、国民健康保険に加入していたことがB市の記録により確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 5 月 8 日から 49 年 4 月まで
② 昭和 50 年 6 月 1 日から 51 年 5 月まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社及びB社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無いとの回答を受けた。A社には昭和 49 年 4 月まで勤務し、B社には 51 年 5 月まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立期間もA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、昭和 59 年 5 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は、「申立期間当時の資料は残っておらず、申立人が退職した時期は分からない。社会保険事務は妻が行っていたが、妻は高齢等により記憶が曖昧であるので、当時の状況は不明である。」旨陳述しているため、同社等から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

また、申立人は同僚の氏名を記憶していない上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る元従業員のうち所在が判明した4人に照会したところ、回答があった2人は申立人を記憶しているものの、いずれも申立人が同社で勤務した時期を覚えていないため、元従業員からも、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない。

さらに、上記の被保険者名簿を見ると、申立人の健康保険被保険者証が昭和 48 年 5 月 16 日に返納された旨が記載されており、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間①に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人は、申立期間もB社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社は、平成22年3月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は、「申立期間当時の資料は残っておらず、また、申立人を記憶していない。」旨陳述しているため、同社等から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

さらに、申立人は、同僚の氏名を記憶していない上、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る元従業員のうち、所在が判明した5人に照会したところ、回答があった3人はいずれも、「申立人を知らない。」と陳述しているため、元従業員からも、申立人の申立期間における勤務実態を確認できない。

加えて、上記の被保険者名簿を見ると、申立人の健康保険被保険者証が昭和50年6月11日に返納された旨が記載されており、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から同年 5 月まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 52 年 1 月から同年 5 月まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社が名称変更したB社は、申立期間当時の資料を保管していないため、同社から、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

また、申立人が名字のみを記憶する同僚一人は所在不明であるほか、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が有る元従業員 10 人のうち所在が判明した 6 人に照会したところ、回答があった 1 人は、「申立人を知らない。」と陳述しているため、同僚等からも、申立人の勤務実態を確認できない。

さらに、上記の同僚はA社において被保険者としての記録は無いほか、上記の回答があった元従業員は、申立期間におけるA社の従業員数は約 15 人であったと陳述しているが、前述の被保険者名簿において確認できる当該期間の被保険者数は 10 人であることから、当時、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

また、申立期間において、申立人の雇用保険加入記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月25日から同年3月11日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和48年2月から平成16年5月まで、代表取締役として継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及び複数の元従業員の陳述から、申立人が申立期間も同社で勤務していたことが認められる。

しかし、A社は、申立期間当時の資料を保管しておらず、同社から、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

また、A社に係る商業登記簿謄本並びに同社及び複数の元従業員の陳述から、申立人が申立期間において同社の代表取締役であったことが確認できるほか、元従業員の一人は、「当時、申立人は、厚生年金保険に係る事務手続に従事していた。」と陳述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の資格の喪失に併せて申立人の健康保険被保険者証が返納された旨が記載されており、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、申立期間当時、上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 2 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

父の厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。父は同社には、昭和 22 年 2 月から 31 年 5 月まで、代表取締役として勤務しており、51 年に再発行された厚生年金保険被保険者証には、資格取得日が 22 年 2 月 1 日と記載されているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の長女が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

複数の元従業員の陳述から、申立人が申立期間もA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社は、申立人が資格を取得した日と同日の昭和22年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではない。

また、申立人と同日の昭和22年12月1日にA社で資格を取得している元従業員のうち、所在が判明した12人に照会を行ったところ、回答があった8人中5人は、「申立人は、申立期間もA社の代表取締役であった。また、申立期間は、同社が適用事業所となる前の期間であるので、保険料控除は無かったと思う。」旨陳述しているほか、このうちの1人は、「申立人は、厚生年金保険に係る事務手続に従事していた。」と陳述している。

さらに、A社は、昭和31年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主であった申立人は既に死亡しているほか、その他の元役員はいずれ

も所在不明であるため、同社等から、申立人の申立期間における保険料控除の状況を確認できない。

加えて、申立人提出の厚生年金保険被保険者証（昭和 51 年 2 月 4 日再発行）を見ると、申立人の資格取得日は、A社が適用事業所となる前の昭和 22 年 2 月 1 日と記載されているが、上記の被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳索引票における資格取得日は、いずれもオンライン記録上の資格取得日と同日の同年 12 月 1 日と記載されており、これについて日本年金機構は、「事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前に当該事業所で資格を取得することは制度上考えられず、申立人の場合、厚生年金保険被保険者証の再発行時に事務担当者が資格取得日を誤って記入したものと考えられる。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第 1 条第 1 項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、申立期間当時、上記のとおり、特例法第 1 条第 1 項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 10 月 1 日から 28 年 2 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 26 年 10 月から勤務したので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述から、時期は特定できないものの、申立人が申立期間内にA社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社C工場は、申立人が資格を取得した日と同日の昭和 28 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではない。

また、A社で申立人と同日の昭和 28 年 2 月 1 日に資格を取得している元従業員 5 人のうち、所在が判明し聴取することができた 1 人は、「私は、昭和 28 年 2 月以前からA社に勤務していたが、入社当初は厚生年金保険に加入していなかった。」と陳述している。

さらに、A社は、「申立期間当時の資料を保管しておらず、当時の事情を知る者もない。」と陳述しているため、同社から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

加えて、A社本社及び同社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人及び上記の 5 人の氏名は記載されていない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。